

史料紹介 四條男爵家文書（四・完）

華族史料研究会

はじめに

華族史料研究会では、過去三回⁽¹⁾にわたり「四條男爵家文書」の紹介を行ってきたが、今回はその最終回となる。今回紹介するのは四條隆平⁽²⁾の幕末維新时期に関わる史料である。

四條隆平は戊辰戦争では北越方面に出征し、北陸道鎮撫副総督兼新潟裁判所総督、柏崎県知事、越後府知事などを歴任、越後における軍事、民政の中心的存在であった。「四條男爵家文書」には、北陸道鎮撫総督府や越後府関係、当該期の四條家の家政関係など七〇点の史料が残されている。これらは幕末維新时期における公家の実態をうかがう史料であることはもちろん、明治初年の越後地方の軍事、民政に関する記録としてこれほどまとまったものはなく、瞠目に値する。

以下、四條の活動をまじえつつ史料を紹介していくが、あわせて男爵家以外の四條家関係史料についても概要を記し、本史料の特徴なら

びに史料の全体像を明らかにしたい。こうした作業は、歴史的な観点のみならず、史料群の構造論などを研究課題とするアーカイブズ学（記録史料学）にとっても資するところは少なくないと思われる。具体的には、原本や写本を群として所蔵する東京大学史料編纂所、天理大学附属天理図書館、および宮内庁書陵部を取り上げ、幕末維新时期を中心に、内容や特徴について分析していきたい。

一 幕末維新时期の四條隆平と史料の概要

(一) 新潟裁判所・柏崎県・越後府関係

慶応四年（一八六八）正月三日にはじまった鳥羽伏見の戦いに勝利した新政府は、有栖川宮熾仁親王を東征大総督に任じ、東海道・東山道・北陸道から江戸に向けて進軍した。四條隆平は慶応二年一〇月、中御門経之・大原重徳らとともに列参し上奏文を奉った件により差控を命じられていたが、王政復古とともにゆるされ鳥羽伏見の戦いでは

山崎の津藩陣営に赴き、幕府軍攻撃の御沙汰を伝える役割をはたし、正月九日には北陸道鎮撫副総督に任ぜられた。⁽³⁾

四條は、正月二〇日、北陸道鎮撫総督兼鎮撫使高倉永祐らとともに京を出発し、三月一五日、越後高田に到着した。高田に入ると、新潟奉行・佐渡奉行に対して、水帳、郷帳の提出、租税の納入状況や金穀残高を報告することを命じている。しかし彼らは一九日には江戸に向かつて進発したため、わずか五日間の高田滞在では越後旧幕府領を掌握することはままならなかった。

四月一九日、新政府は江戸在陣中であった高倉を北陸道鎮撫総督兼会津征討総督に、北陸道先鋒副総督兼鎮撫使であった四條を新潟裁判所総督兼北陸道鎮撫副総督へそれぞれ任命した。⁽⁴⁾新潟裁判所は、四條が総督に任命されたこの日をもって設置されたといわれているが、設置に関する布達などは見出されていない。⁽⁵⁾開港場の一つである新潟の掌握は新政府にとって重要な課題であり、四條にとっては重責を担ったの着任であった。その後、四月中に加賀藩出身の内国事務局権判事安井和介が越後在勤を命じられ、さらに四條の求めに応じ長州藩士小笠原弥右衛門が権判事加勢を命ぜられるなど、人員も整えられていった。

四條ら一行は、閏四月二五日に江戸を出発、海路で越後入りし、五月八日に高田へ到着した。彼らが到着した当時の越後地域は、戦争下という緊張状態の最中であつた。そのため四條は当初、北陸道鎮撫副総督として各地に展開する新政府軍を補佐する役割を果たすこととなる。越後における新政府軍の指揮権は、総督府ではなく、山県有朋や黒田清隆などの「戦地参謀」が詰める前線の会議所が握っており、四條らは家令などを柏崎や関原などの前線に派遣し、参謀と協議を行い

ながら活動していた。⁽⁶⁾

四條が新潟裁判所総督として民政面での活動を本格化するのは、五月二〇日、前線に派遣した戦地斥候より新政府軍が長岡城を攻略したとの報に接してからである。翌日彼は、大総督府および軍防局へ長岡城攻略を報じるとともに、内国事務局へ判事以下職員を増員を要請した。⁽⁷⁾次いで四條は五月二七日、権中納言・三等陸軍将西園寺公望と会談し、「僕裁判総督ヲ以テ兼鎮撫副使タリ、今貴卿来ツテ総軍指揮ヲ掌ル、貴卿宜シク討会総督高倉卿ト共ニ管ヲ同フシ軍事ヲ議スヘシ、僕卿ト代ツテ此ニ居リ専ラ民政ニ従事セン」ことを語っている。⁽⁹⁾五月中には、柏崎町の星野藤兵衛から占領地の「人心平穩」のため民政局を設置することなどが要請されている。⁽¹⁰⁾

【2】「民政録」は、四條の新潟裁判所総督としての活動において作成された史料である。その内容は表紙端書に「御沙汰書江入可申事」とあるように主に太政官から発せられた布告を書き留めたものである。具体的には「切支丹宗之儀」をはじめ「阿片煙草之儀」など「元來御国禁」であった法度や金札製造・拝借に関する布告などが記されており、「法令全書」などでもそれぞれ確認できる。

五月二九日、「政体書」の規定に基づく地方統治機関として新たに越後府が創設された。同府は新潟裁判所に代わって、大幅に拡大した占領地や旧幕府領を管轄することとなった。にもかかわらず越後府知事の発令はなく、新潟裁判所総督であった四條が代行することとなった。この時期の四條の越後観や関心事については【3】「御用諸方書状往来留」所収の六月一六日付「越後進軍並民政国情等之事」に明確に示されている。⁽¹¹⁾同史料からは、越後の広大な地理的条件や奥羽越列藩同盟軍との戦局をふまえながら、占領地における民政施行こそ「鎮

定専務」の事柄とする越後統治への非常な危機感をうかがい知ることが出来る。実際、戦局はまだまだ一進一退の情勢であり、占領地の治安維持をはじめ、新政府軍への物資供給を担っていた越後府にとって、「旧領主を慕ふ」民心をいかに収攬し、その信任を得られるかが大きな課題であった。このほか【3】には、新政府に提出された書簡、報告のほか四條のもとに届いた書簡・布告なども収載されており、新出史料を多く含んでいる。

七月二十七日、新政府は新たに越後国頸城・魚沼・刈羽の三郡を管轄する柏崎県を設置し、四條を県知事に任命した。四條は、それまで實質的に越後府知事を代行していたが、八月一日に柏崎県知事任命の報に接している。その後、九月八日に越後府知事に任命された。⁽¹²⁾

【7】「御用諸方書状往来控」は、柏崎県から弁事や岩倉具視に宛てた書簡や、弁事宛四條書簡、さらに四條宛総督府書簡など県や四條に関する書簡が書き留められている。その中の、明治元年九月五日付四條隆平宛岩倉具視書簡は、東京大学史料編纂所所蔵「四條家維新文書」(新潟県編『新潟県史』資料編一三(新潟県、一九八〇年)所収、以下『新潟県史』と略記)の史料と同内容のものであることが確認できた。「四條家維新文書」に関しては後述するが、『新潟県史』の解説に「四條隆平の家に残された書状類の写」とあることをふまえると、同文書所収の書簡は【7】の「写」である可能性が強いと推測できる。

【8】「京都ヨリ御布告控」は、柏崎県宛の弁事・行政官よりの布告などを書き留めた史料である。【9】「御用諸雑記」は、柏崎県宛の民政局長からの報告や「参営」者などの記事を書き留めた柏崎県役所の「雑記」である。【10】「御伺書之控、御達書之控、在町御達書之控」には、民政局から町年寄・大肝煎役に対して「民長二而、諸民之標準二相成

候間、旧習ヲ改革シ、是迄之仕癖之泥ミ等閑之分ニ無之様」との民政施行にあたっての心得が布告されている。これら【7】～【10】からは、従来詳らかでなかった第一次柏崎県政の実態や県知事としての四條の動向をつぶさに知ることが出来る。これらの史料を検討することで、第一次柏崎県政の実態がより明らかになることが期待される。なおこの際、「かみくひむし」(第二四号、一九七七年)に所収されている「官軍御用留」を併せて検討することも有効であろう。

ところで、四條隆平が代行していた越後府知事であるが、新政府は慶応四年七月四日、岩松俊純⁽¹³⁾を知事に任命した。四條は、七月一日に岩松任命の報を受け、翌一日には弁事宛に書簡を送り、岩松着任後は直ちに職を辞してよいかとの伺いをたてている。⁽¹⁴⁾この越後府知事人事問題については、溝口敏磨「越後府知事」四條隆平の誕生(小村式先生退官記念事業会編『越後・佐渡の史的構造』(同会、一九八四年)に詳しい。右によると、岩松の起用には、当時江戸にあった三條実美が、同人が知事の器ではないこと、新潟が開港地で外交事務があり、その上越後は豊饒の地でもあるので人事を再考し、公卿などのうちから派遣すべきであると説いていたという。越後府知事人事は混乱の末、四條が九月八日に知事に任命されることで決着する。また先にみた【3】「御用諸方書状往来留」には、越後府知事問題に関する関係史料が、新出分を含め数多く記されている。本史料によって問題の詳細や政府と地方官との関係などが一層明らかになる。

越後府の機構が整備されていく過程では、知事人事の問題だけではなく、各民政局に局長として派遣される権判事の人事問題も重要な課題となっていた。【5】「辞職歎願控」では、越後府権判事であった安井和介をはじめ官員数名の辞職願が書写されており、これにより従来

明瞭でなかった辞職経緯の一端が明らかとなっている。安井の辞職は、四條の命により越後府判事以下増員を要請するため上京したところ、安井自身に越後府判事任命と従五位下の宣下がなされ、その後帰府の途中「劇症」となり「速ニ快復仕間敷」なつたため職を辞することを歎願したというものである。安井の辞職歎願は、ほかに慶応四年八月一日付小西直記（四條家家令）宛と同年八月付弁事宛のものが取められている。安井らの辞職歎願の特徴として、何の功名もなく官位・昇進を受けてしまつては、「諸人ニ不服」が生じ越後府政への妨げになるとの認識で共通している点があげられる。なお安井の辞職歎願については、「四條家維新文書」にも八月一二日付四條隆平宛辞職願が残されている（『新潟県史』所収）。

このように、めまぐるしく府県が改廃され、府県官員の人事をめぐつて混乱する越後統治に起因してか、従来の研究史においては官員の構成や機構面に関する体系的な検討は十分なされていなかった。そうしたなかで、越後府・柏崎県・各民政局の官員録（【1】【15】【18】【23】）は、官員の構成や越後府・民政局の機構面を明らかにするものとして重要である。これらの史料は、慶応四年五月・秋（八月頃）・冬（一二月）にそれぞれ作成されたものであるが、今回は、その中で【1】【18】を表1・2としてまとめた。表1は、慶応四年五月の段階で作成された官員録であり、その後増員される官員について随時書き加えられている。表2からは、明治元年一〇月時点で柏崎県の所轄に柏崎・川浦民政局が置かれ、越後府は三条・村上・出雲崎・新潟・水原・長岡・奥州民政局を管轄していたことが確認できるが、柏崎県管轄であったはずの小千谷民政局だけは記載が見当たらない。これらの史料を明治二年二月に設置される第二次越後府の官員（伊藤

充「越後府官員の構成」（『地方史新潟』第六号、一九七五年）とあわせて検討することで、明治初年の越後地域における官員構成の全体像やその特徴などが明らかにできよう。

また表2の三条民政局には「探索方」に「田村酒造助」という記述が確認できる。民政局内に探索方が設置されていたことは、従来知られていない事実であるが、この民政局探索方の活動を示す史料が【6】「探索方御用書上帳」である。同史料は、慶応四年七月一五日付で探索方「女谷村庄屋常吉」と「尾町村庄屋忠三郎」が民政局に提出したものであり、七月一〇日から同月一三日までの行程で探索御用が行われていたことがわかる。探索方の設置時期などは判然としないが、慶応四年七月段階で民政局の中に探索方なる部局が設置されていたことは確認できる。本史料からは、戦局が安定しない前線地域における探索御用の実態が明らかになるとともに、統治側においても探索方を活用して戦鬪で荒廃した各地の実情や民心の把握につとめていたことが浮かび上がってくる。

（二）四條隆平・家政関係

次に四條隆平および家政関係の史料を紹介する。【32】は慶応二年正月から慶応三年一二月晦日までの四條隆平自筆の日記である。先に述べたとおり、この時期、彼は公家二二名の一人として列参建議に及び、その咎から差控を命じられ、翌年王政復古とともに公的な活動を再開するという激動のなかにあった。【33】も四條の自筆であり、彼のもとへ届いた廻文を書き留めたものである。こうした自筆の日記・廻文留以外にも、四條家の家政機関「永昌館」に関わる史料が多く残されている。たとえば永昌館役所が作成した業務日誌である【36】

【39】【41】などの「日記」や【40】【43】【45】【55】など永昌館会計方による永昌館役所職員への「月給渡帳」の控などがある。その他にも永昌館納戸方が記した【45】【46】「諸雜記」や四條家司の渋谷孫藏による【51】「御留守居控」などもある。さらには【37】「日記」、【38】「北陸道督府御申渡控」のように北陸道鎮撫総督府関係の記事が含まれる史料も存在する。明治初年における四條隆平の活動を分析、考察するためには、隆平個人だけでなく家政機関による史料もあわせて検討することが必要となろう。

(三) その他

最後に、これまで紹介のなかった史料について触れておく。なお本報告が「四條男爵家文書」紹介の最後となることから、過去の史料紹介後に判明した維新时期以外の各史料についても、便宜上この中に含まれることを予め断っておく。

【64】～【67】は、戊辰戦争後の占領地の民政安定を意図して設置された民政局関係のものである。なお当該史料と同じ内容のものが米沢市立図書館所蔵「越後府民政局関係文書」(『新潟県史』所収)で確認できる。

【61】「御国制改正之義」は、明治二年五月の公議所議案の一つで、明治文化研究会編『明治文化全集』第一巻憲政編(日本評論社、一九二八年)に同内容の史料が収録されている。【62】「巡察使日記」は、四條隆平が明治二年五月に民部官副知事心得をもって任命された岩代国巡察使に関する記録である。四條は同年九月には若松県知事に転任するが、家政関係の【50】「雜記」や【54】「御上京日記」には若松県関係の記事も含まれる。なお四條の岩代国巡察使、若松県知事時代の

動向については、松尾正人「明治新政府の地方支配 若松県政を中心として」(『地方史研究』第一四六号、一九七七年)に詳しい。【63】「新県取計心得」は、明治四年七月の廢藩置県後の府県統合に関連する史料であり、大蔵省達第一一一号として『法令全書』に収録されている。

【68】【69】は、隆平が有志とともに結成した弁学会関係の史料である。この弁学会の特徴は「此会二列スル者、何人タリトモ、傍聴ヲ禁ス、故ニ必ス説ヲ演フ可シ、若シ傍聴ノミヲ欲スル人ニハ、此会ニ臨ムヲ謝絶ス可シ」という「入会心得」に端的に示されている。これらには、弁学会第一回～第一五回までの「演舌論題」が記されており、四條の第一回演説は「西方ヲ拝ス可シ」という論題であった。史料中には年が記されていないが、弁学会第六回の隆平の演説が「明治十五年ヲ祝ス」であることや、五月一日付の弁学会で隆平の任官を祝す論題が並ぶことから、明治一四～一五年のことであると判明する。本史料は、華族の議會開設にむけた活動を伝えるものとして興味深い。

二 他機関所蔵の四條家関係史料について

(一) 東京大学史料編纂所「四條家維新文書」「四條隆平戊辰日記」
東京大学史料編纂所には「四條家維新文書」(写、六冊)、「四條隆平戊辰日記」(写、一冊)が所蔵されている。脱稿時点で史料編纂所は耐震工事のため史料閲覧が停止されており、これらの文書と「四條男爵家文書」との比較対照はできていない。しかし「四條家維新文書」に関しては『新潟県史』に翻刻があり、史料情報が「解説」に記載されていることから、今回は同書をもとに検討を行う。

『新潟県史』の解説によると、「四條家維新文書」は、大正一五年（一九二六）に「維新史料編纂会が小川邦孝氏所蔵本より謄写した」、「四條隆平の家に残された書状類の写」とされる。さらに同解説では、そもそも小川所蔵本が原本なのかどうか不明であること、四條家と小川の関係も明らかでないなどと記されている。¹⁶我々は今回改めて四條隆元氏に小川邦孝のことを確認したが、未詳とのことであった。一方、四條男爵家と維新史料編纂会との関係については、大正九年（一九二〇）の時点で同会による調査が行われ、少なくとも本史料のうち【2】「民政録」、【3】【37】の日記類の三点を借用していたことが、各史料に貼られた付箋によって確認された。¹⁷また『新潟県史』に掲載された史料をもとに「四條家維新文書」と「四條男爵家文書」とを比較したところ、同内容のものが多く確認できた。小川の介在については不明であるが、「四條家維新文書」の少なくとも一部は「四條男爵家文書」の借覧のもと作成されたとみて差し支えあるまい。

次に「四條隆平戊辰日記」については、史料編纂所写本は閲覧できないが、国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」と宮内庁書陵部にも写本が残されていることから、今回はこちらとの照合を行った。「岩倉文書」所収の「四條隆平戊辰日記抄」は川崎男爵家旧蔵で表紙に「明治元年四條隆平日記抄正月四日山崎関門一件其他越後出張ノ件々」と題され、所々に貼紙が付されている。貼紙には「御用諸方書状往来留 府県六冊之内 慶応四辰六月ヨリ八月十五日迄 越後府役場」や「慶応四辰八月十六日ヨリ九月迄 京都ヨリ御布告控 柏崎県役所 校了」などと書き込まれている。これら貼紙に記載されている「京都ヨリ御布告控」や「御用諸方書状往来留」は、それぞれ本史料の【3】【8】と名称が一致し、抄録された内容も同文で

あった。以上から「四條隆平戊辰日記抄」は、「四條男爵家文書」所収の各史料を祖本に、抄録、編纂されたものであることがわかる。このほか宮内庁書陵部にも「四條隆平大夫戊辰日記抄」が残されている。同史料は臨時帝室編修局が明治天皇紀編修に伴い作成した写本であり、書誌情報には「台本出処 男爵川崎武之助」「採集人名 副総裁子爵藤波言忠」「採集年月 大正十二年五月」とある。こうしたことから同史料が、さきの「四條隆平戊辰日記抄」の写本であることが判明する。

（二）天理大学附属天理図書館「四條家記録」「四條隆平日記」

天理大学附属天理図書館には、①「四條家記録」（二四冊）、②「四條隆平日記」（三三冊）が所蔵されている。ここに登場する四條隆平とは隆平の兄（のち養父）である。彼は、文久三年（一八六三）八月一八日の政変におけるいわゆる七卿落ちの一人であり、戊辰戦争では中国四国追討総督、仙台追討総督をつとめ、明治二年（一八六九）に陸軍少将、ついで明治五年には大阪鎮台司令長官さらに名古屋・仙台各鎮台司令長官を歴任し、陸軍中將にのぼった。隆平は華族令により明治一七年伯爵を授けられ、二四年侯爵にのぼった。

①「四條家記録」は二四冊で「御記録」（明治四年）、「日誌」（明治五・一二・一四・一六〜二〇年）、「役場日誌」（明治九・一一年）、「日記」（明治八年）と題されている形態はすべて簿冊である。

「四條家記録」は、原題に「日誌」「役場日誌」とあるように、四條家の家政機関「永昌館」の「日々事務」を書き記した、いわゆる業務日誌である。その内容からは当主隆平を中心とした四條家内の動静をうかがうことができる。

一方、②「四條隆謨日記」は、嘉永三年（一八五〇）から明治五年までの隆謨の自筆日記「日記雑々」のほか、「補任歴名」「諸家伝」などを含め全三三冊よりなる。一部は、水濡れのため表題等判読できないものもある。中心となる日記は、仙台追討総督、奥羽追討総督、陸軍少将時代のものなど隆謨が担った役職ごとに書き分けられているが、その分類が隆謨自身によるものなのか、それとも後の編綴によるものなのかは確認できなかった。以上、天理図書館所蔵の四條家関係史料は内容的に四條隆謨や四條侯爵家系統の史料群であることがみてとれる。

(三) 宮内庁書陵部「四條家本」ほか

書陵部で所蔵する四條家に関する史料は「四條家本」といわれ、二四点が存在する。これらは昭和期に宮内省に入ったもので、「四條隆謨日記廻文帳 弘化三年正月〜文久二年十二月」「四條隆謨名古屋鎮台在勤中備忘 明治十年」「奥羽追討戦争雑記」「四條家日誌 明治七年」のように四條隆謨に関わるものと、「四條家世伝庖丁書」のような家道の庖丁道に関する史料などよりなる。内容からみて四條隆謨や四條侯爵家系統に属し、もとは天理図書館所蔵史料と同一であった可能性が高い。

四條男爵家は明治三十一年に隆平の勲功により新たに創立した家であるが、それ以前彼は侯爵家に属していたわけであるから、史料の伝来や性格を考える上においても、本家（侯爵家）との関わりが重要となる。

むすびにかえて

以上「四條男爵家文書」における幕末維新期関係史料について、四條隆平の戊辰戦争ならびにその後の地方官としての活動をまじえつつ、主な史料の紹介を行った。これらの史料からは、当該期の隆平の活動の軌跡を克明に知ることができただけでなく、近代国家形成期の重層的な政治過程を検討する上でも貴重であることがみてとれた。なぜなら、これらは統治側に立つ個人・組織によって作成・収集された記録という点に最大の特徴があり、とりわけ、明治初年のめまぐるしい府県改廃・変遷により、府・県庁文書が現存しないという史料制約を持つ越後・佐渡地域にとっては、事実上、府・県庁文書に匹敵する内容をもつ史料群と位置づけられるからである。本史料のさらなる分析とともに、先行研究や他史料との比較、検討を重ねることにより、新たな分析視角の提示や実証研究の一層の進展が期待される。

〔荒川将・清水善仁〕

註

- (1) 「史料紹介」四條男爵家文書」本紀要第八号（二〇〇四年三月）、「同（二）」同第一号（二〇〇七年三月）、「同（三）」同第二号（二〇〇八年三月）。
- (2) 「四條男爵家文書」の発見の経緯と、本史料群の全体像、ならびに四條隆平の履歴などは、前掲「史料紹介」四條男爵家文書（二）を参照されたい。
- (3) 四條隆平自身が、北陸道先鋒副総督任命の報に接したのは正月

一日であり、二月九日に北陸道鎮撫副総督兼鎮撫使拜命の報に接している(「北征紀事」正月一日条、二月九日条)。「北征紀事」は慶応四年正月一日から一月一八日までの四條の活動を記した史料で、東京大学史料編纂所所蔵。ただし本稿では新潟県立文書館所蔵の複写版(Ⅰい-229-1)を利用した。

(4) 四條隆平が江戸で拜命したのは、閏四月五日のことであった(前掲「北征紀事」閏四月五日条)。

(5) 佐藤誠朗「新潟裁判所と越後府—四條家文書の紹介をかねて—」(『見附市史研究』第二号、一九七七年三月)。

(6) 越後における総督府と前線の会議所の関係などについては、滝沢繁「越後における民政局の成立と解体」(『新潟県史研究』第五号、一九七九年三月)などを参照。

(7) 前掲「北征紀事」五月二〇日、五月二一日条。

(8) 西園寺公望は、五月二二日海路で越後入りした。西園寺は、三等陸軍将として北陸道における新政府軍の指揮を掌ることを命じられていた(前掲「北征紀事」五月二二日条)。

(9) 前掲「北征紀事」五月二七日条、同内容は『復古記』第一二冊(東京大学出版会、一九七五年)九四頁でも確認できる。

(10) 「四條家維新文書」第五号文書(『新潟県史』資料編一三所収)。

(11) この「越後進軍並民政国情等之事」は、後述する国立国会図書館憲政資料室所蔵「岩倉具視関係文書」所収の「四條隆平戊辰日記抄」にも抄録されていることが確認できる(E2178)。

(12) 前掲「北征紀事」八月一四日条。

(13) 岩松(新田)俊純は、慶応三年に新田勤王党を組織した人物で、戊辰戦争では上野国戸倉の会津軍追討を担当した(日本歴史学会

編『明治維新人名辞典』(吉川弘文館、一九八一年)七四九頁)。

(14) 前掲「北征紀事」七月一四日条。

(15) 四條隆平は明治一五年に元老院書記官に任官している。四條隆平と元老院関係史料については、前掲「(史料紹介) 四條男爵家文書(三)」を参照のこと。

(16) 『新潟県史』資料編一三、五〇六頁。

(17) 前掲「(史料紹介) 四條男爵家文書(一)」掲載の史料一参照。

〔後記〕

今回紹介した史料の整理、目録化については、華族史料研究会の以下のメンバーが行い、最終的などりまとめは荒川・清水が担当した。

荒川 将(中央大学大学院文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

今津敏晃(亜細亜大学法学部講師)

神谷久覚(東京大学大学院経済学研究科経済史専攻博士課程)

清水善仁(京都大学文学部助教)

土田宏成(神田外国語大学外国語学部准教授)

内藤一成(宮内庁書陵部主任研究官)

水野京子(国立公文書館公文書専門員)

なお、今回紹介した史料について研究を目的として閲覧を希望される場合には以下のアドレス(kbunsho@yahoo.co.jp)までお問い合わせ下さい。

今回を含めこれまで史料調査をあたたく見守ってくださるとともに、成果の公表について快くご許可くださった四條家の皆様にご心より御礼申し上げます。

今後「四條男爵家文書」は一般公開に向けて準備していく予定です。

【史料翻刻】

凡例

- 一、漢字については原則として新字体を用いた。仮名、変体仮名については原文のままとした。適宜読点を付した。
- 一、闕字、平出は行わなかった。
- 一、原文中の文字訂正は当該部分を「」にて訂正を行った。
- 一、誤字、脱字については基本的に原文のままとし、適宜その傍らに（ママ）や（ ）を付した。
- 一、虫損、汚損により判読不能な箇所は□で示した。
- 一、年代表記は原則として元号とした。
- 一、今日から見て、不適切な表現などについても歴史的史料としての性格上そのままとした。
- 一、今回翻刻を行った史料は目録中ではゴシックで表示した。

【2】「民政録」

（表紙）

「慶応四戊辰年

民政録

新潟裁判公文所

「從五月」

（表紙端書）

「御沙汰書江入可申事」

右印鑑京師方到来也

大政御一新、万機御親裁、千載之御一時二付、被為対御先靈、御至考之実績相立、蒼生之艱苦を被為救度、深く被為遊宸憂候処、逆徒等様々の造言ヲ流布シ、愚民ヲ誑惑シ、姦徒ヲ誘ひ、天子之御保全可被為遊王土ヲ掠め、王民ヲ苦しめ、現ニ攘奪窃取至らざる所なし、然る尔只目前之儉安ヲ事とし、往々逆徒之鼻息ヲ窺ひ、臣子之大義ヲ忘失し、進止曖昧両端ヲ持候藩も有之歟ニ相聞、御遺憾ニ被思召候、他日御吟味之上、可被仰出旨も可有之候ニ付、此段改而為心得御沙汰候事

閏四月

陸軍編制

一、高一万石二付

兵員十人 当分之内三人

但京畿ニ常備九門及畿内要衝之箇所、其兵ヲ以テ警衛可被仰付候間、追而御沙汰可有之候事

一、高一万石二付

兵員五十人 但、在所ニ可備置事

一、高一万石二付

金三百兩

但年分三度ニ上納、兵員ノ給料ニ充ツ

右之通皇国一体惣高二割付、陸軍編制被為立候条仰出候間、此旨申達候事

但勤方心得等仔細之儀ハ、軍防事務局へ可伺出事

閏四月

柳沢甲斐守 凡 百人

藤堂和泉守 凡 百五十人

徳川元千代 凡 二百五十人

井伊掃部頭	凡	百三十人
戸田采女正	凡	八十人
酒井若狭守	凡	八十人
松平越前守	凡	百五十人
青山左京大夫	凡	五十人
松平図書頭	凡	五十人
本庄伯耆守	凡	五十人
紀伊中納言	凡	二百五十人
大河内刑部大輔	凡	五十人
前田宰相	凡	二百五十人
右大坂迄、但藏屋敷江相渡		
池田因幡守	凡	百五十人
松平出羽守	凡	百五十人
亀井隱岐守	凡	三十人
池田備前守	凡	百五十人
浅野安芸守	凡	百五十人
右尾之道迄		
松平三河守	凡	八十人
阿部主計頭	凡	八十人
右輦津迄		
蜂須賀阿波守	凡	百三十人
松平讃岐守	凡	百人
右丸龜迄		
伊達遠江守	凡	八十人
山内土佐守	凡	百三十人

右三ツ浜迄		
中川修理大夫	凡	五十人
内藤備後守	凡	五十人
右鶴崎迄		
毛利大膳大夫	凡	百五十人
右下之関迄		
奥平大膳大夫	凡	八十人
右中津迄		
小笠原豊千代丸	凡	五十人
右小倉迄		
黒田美濃守	凡	百五十人
右博多迄		
有馬中務大輔	凡	百三十人
立花飛騨守	凡	八十人
右君津迄		
嶋津修理大夫	凡	二百五十人
右鹿兒島迄		
細川越中守	凡	百五十人
右高橋迄		
×三十四家 人数凡四千百人		

切支丹宗之儀、年来元幕府ニ於而も、固ク制止候得共、旧染余燼絶切不申、近来長崎近傍浦上村之住民、窃ニ其教ヲ信仰之者、追々蔓延いたし候ニ付、今般広く御評議被為在候上、格別之御仁旨ヲ以、御処置御決定被遊候、依之別紙之通御預被仰付候事

一、右宗門元来御国禁不容易事ニ付、御預之上ハ人事ヲ尽し、懇切ニ

教諭いたし、良民ニ立戻り候様、厚可取扱候、若シ悔悟不仕者ハ、不得止可被処嚴刑候間、此趣相心得、改心之目途不相立者ハ、可届出事

一、改心之廉相立候迄ハ、領民トハ屹度絶交之事

一、開発地土工、金工或ハ石炭掘其外夫役等勝手ニ可召使事

一、山村ニ住居可為致候事

一、当日方先ツ三ヶ年之間、一人ニ付一人扶持ツ、其藩々へ被申候事

但長崎表方追々差送候間、支度次第早々到着所へ其藩々方人数

差向受取可申事

右之通被仰出候間、此段申達候事

閏四月

一、諸寺諸山住持職之儀是迄朝廷へ願出候向者勿論、其他旧幕府ニ於テ評状ヲ請来候諸寺ニ於而も、向後大政官代へ可願出候事

一、諸末寺住職之儀者、本山方伺之上、本山方可申付候事

一、諸宗本山者勿論末寺ニ至迄、其本山ニテ取調、宗門国郡寺号等巨

細書付可指出候事

一、公事、訴訟之儀者、其国裁判所へ可申出、大事件ニ至テハ総テ可願出候事

一、從來藩々方取扱来候分ハ、総而是迄之通相心得、此節別段巨細書付差出ニ不及候事

但是迄執奏家ニ窺来候向者、先執奏家へ伺之上可任指揮之事

右之通被仰出候ニ付、夫々可触示候、無本寺之向者、其国郡裁判所最寄之国之諸寺方可触示候、比丘尼寺ニ於テも同断取計可申候事

但執奏有之候寺院へ者、其執奏家方可触示候事

閏四月

王政御一新ニ付而者、宮、公卿、諸侯并神社、寺院等領地高之儀、御改正可被仰付候間、是迄旧幕府方受封之判物、急々御用有之候間、内国事務局江差出候様被仰付候事

閏四月

皇政更始之折柄、富国之基礎被為建度、衆議ヲ尽し一時之權法を以て、金札御製造被仰出、世上一同之困窮ヲ救助被遊度思食ニ付、当辰年方来辰年迄十三ヶ年之間皇国一円通用可有之候、御仕法ハ左之通相心得可申者也

但通用候銀之儀ハ、追而可被仰出候事

右之通被仰出候間、末々迄不洩様其向々方早々可相觸候事

辰閏四月

太政官

一、金札御製造之上列藩石高二応し、万石ニ付壹万両ツ、拝借被仰付候間、其筋へ可願出候事

一、返納方之儀ハ、必其金札ヲ以テ毎年暮其金高方一割ツ、差出し、

来辰年迄十三ヶ年ニ而上納済切之事

一、列藩拝借之金札ハ富国之基礎被為立度御趣意ヲ奉体認、是ヲ以テ

産物等精々取建、其国益ヲ引起し候様可致候、但其藩々役場ニ於而、猥ニ遣ひ込候儀ハ決而不相成候事

一、京撰及近郷之商売拝借願上度者ハ、金札役所へ可願出候、金高等ハ取扱候産物高二応シ御貸渡相成候事

一、諸国裁判所始メ諸侯領地内農商之者共、拝借等申出候得ハ、其身元厚薄之見込ヲ以て、金高貸渡産業相立候様可致遣、尤返納之儀ハ、年々相当之元利為差出候事

但シ、遊邑僻陬といへとも、金札取扱向ハ京撰商売之振合を以

て取計可致事

一、拝借金高之内年割上納之札ハ、於會計局裁捨可申事

但正月より七月迄ニ拝借之分ハ、其暮一割上納、七月より十二月迄

ニ拝借之分ハ、五分割上納可致事

右之御趣意ヲ以て、即今之不融通ヲ御補ひ被為遊度御仁恤之思食ニ候間、心得違有之間敷候、尤金札ヲ以貸渡、金札ヲ以て返納之御仕法ニ付、引替ハ一切無之候事

閏四月

親王、公卿、諸侯供廻之儀、侍六人、下部三人其以下ハ刀持二人、小者一人ヲ限トス、猶減少之儀可為勝手事

但兵隊警衛之儀不在此限

右之通被仰出候事

薩州

長州

今般新潟辺出張被仰付候処、途中越後柏崎辺松平越中領地之儀、既ニ桑名開城所領一統被召揚候事ニ付、右柏崎辺可為同様候条、彼地滞在越中家来共へ其旨申聞、一同桑名表引取謹慎罷在候様可相達候、右土地取締向之儀者、新潟裁判所之処措ニ可相任候、旁兩藩申談不都合無之様可取計旨被仰出候事

四月

兼而被仰出候通、二条城江被移玉座候、就而者御造営并ニ是迄之官代御修覆ニ付、自明廿一日当分之處、太政官代を禁中被移候旨被仰出候事

但武家其関ヲ以て弁事伝達所ニ相心得可申事

閏四月廿日

阿片、煙草之儀者、人之健康ヲ損し、人命を害し候品ニ付御条約面ニ

有之候通、外国人持渡之儀ハ嚴禁ニ候、然る所近頃外国人之内、阿片、煙草密ニ持渡候者有之趣ニ相聞、右煙草之儀者、前件生民之大害ニ相成候間、売買いたし或ハ吞用ひ候儀堅く不相成候、若御法度相犯し他方顯る尔於而ハ、嚴重ニ咎可申付候間、心得違無之様末々之者迄可相守もの也

辰閏四月

神宮上卿弁賀茂下上社伝奏奉行南曹弁御祈奉行

以上被止候事

藏人所

被廢候事

林和請問詰

被止候事

閏四月

当津切戸町

木挽渡世

山田屋太藏事

源七

三十六七才

人相

一、中背、中肉、色黒

一、顔平面、鼻低く

一、眼一ト通り、眉毛濃く

一、薄茶目衣、其外常袴

但同人女房よせ、并伴安藏召連候事

右之者、外国人江手疵を為負逃去候ニ付、見当次第早々可申出候、外

国御交際之儀者、於朝廷重大之御事件ニ付、嚴重ニ取調可尋出候、申出候ものニハ褒美金可遣候、万一心得違隠置候もの於有之者、可為曲事候、此段早々可相触者也

後四月十六日 兵庫裁判所

右之通兵庫、大坂裁判所へ触達ニ相成候条、其他御領、私領共固く布告被仰付候間、其旨相心得召捕次第早々兵庫裁判所へ可申出者也

閏四月 太政官

立花出雲守

右謹慎被仰付候事

閏四月十九日

京極主膳正

右謹慎被仰付候事

閏四月十七日

酒井若狭守

御預ヶ并謹慎被免候事

五月

堀田相模守

上京之上出仕被止置候処、今度被免候事

五月

内藤備後守

松平右近将監

稲垣平右衛門

酒井右京大夫

稲葉備後守

小笠原佐渡守

謹慎被免候事

五月

松井周防守

京極主膳正

立花出雲守

大給縫殿頭

大給左衛門尉

【3】〔御用諸方書状往来留〕

〔表紙〕

「慶応四辰六月〆

八月十五日迄

御用

諸方書状往来留

府県六冊之内 越後府役場

〔付札〕

〔四條家文書〔朱書〕引用者註、以下同〕

越後府 □状往来留

役場

壹〔朱書〕

辰

六月十五日、長藩日野原惣助、尾川弥一郎、大総督府並横浜督府等へ罷越候ニ付、御添書左之通り

抑当手賊軍強盛、官軍援兵も無之折柄、奥羽江進撃沢三位随従兵隊之内方密使到着、彼地形勢切迫、其上彈薬、器械等困窮之旨ヲ以、当手

へ合力申來候得共、於此元同様之仕合、依之長藩尾川弥一郎、日野原惣助等、横浜へ彈藥、器械等為買入罷越候間、可相願義も御座候間、委細御聞取可給候、且又軍艦一艘、秋田近海へ御廻しニ相成候様希入候、奥羽両国之内、佐竹家而已勤王、官軍二帰し候由、猶委細者右兩人方御聞取之上、可然御取計可給候様願入候迄、如此候也

六月十四日

隆一

十六日、弁事官・軍務官等ニ御書被進、左ニ抑北越之形勢、是迄度々言上候得共、未援兵等不來、防戰切迫之折柄、全事情貫徹仕兼候哉与令愚察候ニ付、猶又、別冊之通申上候廉々、能々御賢察給候而、速ニ御運御座候様希入候

一、西園寺中納言、高倉三位等、軍事專務ニ被致候ニ付、隆一、鎮撫、民政ヲ專要ニ令指揮候、判事安井和介ヲ始、属附之者、夫々為致出張居候得共、難行届ニ付、別冊之通願入存候、陣場狹所ニ付、隆平分陣仕候、且又御達物日誌等、多分ニ御差下し可給候様希入候

一、兼而新潟裁判職被仰付置候処、此度政体拜見候処、府県被為建候趣ニ付、裁判所之義如何相心得候哉奉伺度候、宜御沙汰可被下候

一、府県之印鑑製造方之儀ハ、御沙汰も候ハ、於官代御製造ニ而御渡し被下候哉、此段為心得伺置度候、先当用而已願入度迄、如此候也

六月十六日

別冊左二

越後進軍並民政国情等之事

一、抑事実方世評之大成ハ普通ナレ共、北越賊軍並国情、地形等之大成ハ、世評方現場ヲ見て敬、嘆仕候

一、過日、肥前藩荒木権六ヲ以言上候得共、追々切迫ニ立至り候間、

急々援兵御下知早急候様願入申候

一、当國中八分迄賊襲之地、官軍之戦力を以、漸半国之勝利之地ニ相成申候

一、初メ鯨波、柏崎、与板、椎谷、小千谷口、長岡迄進撃、勝利之内、榎峠数日之苦戰、千曲川ヲ渡し候策略を以、長岡落去ニ及候事

一、当時、戦地三四道二分レ行進口有之、对陣三五六ヶ所、兵勢多分無之候而ハ、進撃難出來候、数日之労兵ヲ以諸口对陣、援兵ヲ待防戰而已、長州方之援兵黒田、軍艦ヲ以迎取候様申付置候、是又ニ今着不仕候事

一、海軍も艦無之故、進軍難出來候、賊徒伺之、官軍之微勢ヲ見誘し、案内之地理ニ寄襲來、不案内之官軍、防禦一入尽力罷在候、速ニ兵隊御差下し被下候懇願仕候

一、先般越前家へ出陣御沙汰ニ付、当手方令催促仕候処、存慮有之由を以、未朝命ニ不応候事、則返書到來仕候

一、榊原家、藩力分外之出兵ニ御座候得共、越後十一藩之内四藩勤王有之、其余賊軍ニ陥り候、此儀ヲ以国情御賢察可給候

一、越後漸半国計官軍ニ帰し候得共、速ニ鎮定ニ不至候、全賊領之民、旧領主を慕ふ頑愚凝固之情倅有之故、動もスレハ王化ニ伏し候、良民も賊之迷言ニ陥り、所々二百姓一揆差起り申候

一、此形勢ニ而、徒ニ援兵を相待、相過候時ハ、賊軍秋冬ニ至候を相謀候事現然ニ御座候、今此機會ニ征討不仕候而ハ、後患多かるへし一、官軍勝利之賊地、速ニ民政施行仕、鎮定專務卜存、隆一指揮仕候得共、国情到而頑愚凝固之人心居合兼候処へ、現地之民、軍送之夫役差宛候事故、貨費之貨幣無際限候、いまた半国之鎮定ニ不至、此未如何等心配仕候、此元ニおゐて尽力仕候得共、漸賊徒退去之地、

人心不穩形勢ニ出財申付候方向も不立候、今左様之義申立候ハ、忽人心及瓦解候故難申付候

知府事

判府事

二人

一、元賊領人心難居合ニ付、当年半税被下旨ヲ以差免候処、少し安心

權判府事

三人

之儀ニ相見ヘ、昨年之残米差出方申出候様ニ相成候、依之糧米之手

一名 刑法官ヨリ

当、且又難涉者等御救ニ被下方相立候、当国米之義相応有之候ヘ共、

一名 會計官ヨリ

当時一万五六千人之兵糧米入用、是又日々之義故、新穀出来候共、

一名 軍務官ヨリ

右半税之廉も有之候故、残米取立方少し嚴重之及吟味候ハ、最早

右在府之事

残米隠し置難洪申立候、実ニ頑愚凝固之国情困り入候、全貨幣不足

權判府事

5日々人夫賃不払方多分有之ニ付、尚更六ヶ敷、兵糧料、夫賃等、

但、当時出張之面々、各県江

一ヶ月ニ凡十万両ハ軍費相立申候

一名ツ、出役、勤之不足之分、

一、官軍ニ属し候賊地、民政施行仕候得共、前件之通国情、其上追々

追而可言上事

手広ニ相成、一ヶ所ニ付五六万石或ハ十万石程之地所々ニ有之、難

長岡、三条、加茂、水原、新潟

行届、先般申上候ニ付、判事五六人御差向被下候ヘ共、是又当人斗

外ニ磐船郡之内ニ而一ヶ所

にては難被行、下司之者廿人斗ツ、も無之候而ハ、夫々民政被行か

越後柏崎県

たく候、迎も越後国中ニハ出兵多、且賊地之者等、当用ニ遣ひ候者

一等

無之候、跡々為取締、兵隊刑法懸り等も入用ニ付、別紙之通、判事

知県事

安井和介方申立候間、可然御取計可給候

但シ、公卿、諸侯之内

右条々御熟覽之上、兵隊、貨幣其外懸り役人等急速入用ニ付、御差

判県事

五人

向可給候、凡八九十万石之地、新国御取建与思召無之候而者治り不

内

申候、迎も其国之住人、米金等ハ宛行ニ相成不申候、其段御賢察可

一名 刑法官

給候事

一名 會計官

六月十六日

一名 軍務官

(中略)

右在県之事

安井和助上京建言写、左二

一等

越後府

判県事

四人

川浦、出雲崎、小千谷、小出嶋
右県々二一名ツ、出役可相勤事、

兵隊

越後府 千人

県 六百人

右、府県ヨリ各県江分配之

但、此兵隊至急ニ御仕出有之度事

一、判事タル人ハ、何レモ租、刑法、民政等、心得ルモノ、大凡其人
見込次第、附属トシテ召連可申事

一、是迄出役之判事附属人出方之事ハ、旧藩江御沙汰願之事、当国苅
羽郡、魚沼郡等、已ニ及鎮定候得共、殘党之潜伏する者、往々愚民
を煽動し、從而制すれハ從而起り、恩威並用ゐに非されは、長無後
患之場合ニ立至り難く与奉存候、夫越後国其長さ九十里ニ過き、広
十七八里ニ下らず、高山に背き巨海を前ニし大河其中央を貫流し、
蒲原郡の如き沃野渺茫其間に基布之海浜ニ在て、東南を望めは奥羽
之諸山唯天際一点の翼黛を為す而已、又沿海商船輻湊之地相連り、
富庶豪華天下之共ニ知る所にして、国の大小を以論すれ者、奥羽ニ
譲り候得共、租税之歳入ニ至て者、恐らくは伯仲之間ニ可有之与存
候、故に其中使客博徒極て多く、旧幕之吏、元を制する事能者す、
國中諸侯之政治之妨害を為す事、尤甚く、固より風俗淳厚之諸国と
同視すへからず、彼等現に党を集め王師に抗衡す、不日是を授とい
へとも恐くは旧染醜俗速ニ難除ハ必然と御座候、今官軍、柏崎、長
岡を戡定し、民政漸多端皇化の普く及ざるを恐る、因而窃ニ愚考仕
候ニ、越後国を割て二となし頸城郡、魚沼、苅羽、三寫之四郡は佳
名を撰ミ一國となし、柏崎ニ知県事を置、川浦、小出嶋、小千谷、

出雲崎ニ判県事
在勤被仰付、知県事及判県事
在勤之ケ所ヲハ各兵隊
を備へ、不虞を戒め姦兇を追捕し、良民を保護して其業を安する事
を得せしめ、人心固結再動揺之憂なく、皇恩を感可仕候、又古志、
蒲原、磐船之三郡ハ旧名を致し、府を長岡ニ開き、知府事之ニ居り、
新潟以下戡定ニ随ひ、判府事をして之ニ居らしめ、各府令を擁し、
緩急相扱候ハ、可然与奉存候、啻騎駒進取の論のみならず、渡来之
守備如斯ニ而遺憾有之間敷与奉存候、勿論蒲原郡は猶賊之巢穴に御
座候得共、予ノ此規模を御備置、天下之俊才ニ委任し、各をして其
政蹟を揚しめハ、徳沢遠邇に偏く、北越之平定立口ニ待遍くと奉存
候、越俎之罪甚奉恐入候得共、愚存之趣奉建言候、誠惶誠恐稽首謹
言

戊辰

七月 安井和助

吉井幸助ハ書状写

各様御堅勝ニ御在陣被成御座奉賀候、長々御在陣御苦勞奉存候、別
紙早速柏崎へ御届ケ可申上候之処、何分先鋒難戦之模様ニ付、当地
着陣之上御届可及賊ニ而、着いたし候処、其当日、栃尾近辺功撃、
翌朝賊徒襲来、旁混雜ニ而延引仕候、宜御執成之程、御頼申上候
一、柏崎へ追々兵隊ハ勿論、彈薬・塩増等積届賊ニ御座候間、誰々引
続請取、且仕送り方いたし候様御取計被下度、左候而ハ、着船いた
し候ハ、早々先鋒本営へ為御知被成度、其御運宜御頼申上候
右両條御頼申上度、如此御座候、已上

七月五日

吉井幸輔

柏崎御本営

各中様

判事南部彦助方差出候書付其候

會計官へ差送り候写也

奥羽追討、越後江御進軍、兵食賄を始臨時御入費莫太^ニ付、大凡見込ヲ以、過日上京、委細及言上候処、申立候通り、追々御運輸相成、當今之処、御差支無之、併当月越候而も、越後口御鎮定不相成候節者、是非共増御運輸無之而ハ、迎も引足り申間敷哉之処候、今般宮様御船大軍御発向ニ付而ハ、弥増莫大之御軍費可相成ニ付、定而夫々御差繰御運輸可有御座儀与奉存候、然ル処、当時會計方相勤候者、左之通

国枝岩太郎

松田祐次郎

居相良作

竹内三郎助

外三三人附屬

右之通りニ而、夫々手ヲ分ケ其口々江出張ニ相成、會計管轄無之、何レも今日を追ひ候のミ相成、向後之見込等々手ヲ付兼、夫故何となく可払筋之ものも無抛申延へ、却而民情を失ひ候様之義も有之哉ニ候、何分有合之金子者徒ニ蓄積不致、速ニ夫々払渡し候様申間為取計候故、今日之処者人心之折合も先宜義与奉存候、自然會計方諸払、暫時手ヲ留候ハ、忽チ民心払戻眼前ニ御座候、仍之越後全国之大体ニ目を灌キ、御軍費之會計管轄ニ其手足之出納條理正し締方可取計人体別段御人選之上、急速御指下し御座候様奉存候、委細之義ハ此度安井和助^ト御用ニ而上京仕候間、御詰問被成下候ハ、言上可仕候間、早々御評儀^ト御座候様、此段奉申上候以上

七月

南部彦助

別紙之通判事南部彦助方見込書差出申候、入御覽候、元来北陸道出發

之節方南部已下随從為會計方仕来候処、自然与彦助管轄いたし候ニ付都合能、然ル処追て鎮兵隊入込、會計方金不足ニ付、先達上京為致候処、判事被仰付候、以後国枝岩太郎始、夫々出張罷在候人少ニ而難行届、何分当地附屬會計局ニ見込ヲ以、見切等之指引仕候人体無之候而ハ不都合ニ付、右預取ニ可相成候人体、早々御差下し被下候様奉願入候

一、兼而金札御製造ニ付、布告申触置候処、窮民共拜借金願出候、且大洪水ニ而田畑流失等いたし候救等ニも入用ニ付、廿万兩是非御下し被下候様奉願置候間、是又急々御差下し被下候様奉願度申上如斯候也

七月七日

會計官御中

安井上京ニ付伝達也

抑先達方北越形勢度々言上仕候付、追々兵隊も着到繰込ニ相成候、仁和寺宮、越前勢も近く參着等風聞仕候、民政之義地方広大ニ付、是又委細建言仕置候得共、未何之御沙汰も不被為有之、迎も遠路之処、書取ニ而ハ実情貫徹不仕候間、此度判事安井和介上京為致候、同人方委細言上、夫々相伺候間、御下知被下度、此段詔而奉懇願候、当国戦地窮民相救、且当年所々川筋大水ニ而田畑流失、堤切等之普請手当、是迄者旧幕方仕来候分多有之、助成行届不申候間、兼而願置候金札廿万兩、是非御廻し可給候様願入候、先当用如此候也

七月七日

弁事官御中

六月十六日、判事安井方言上、京都へ送候写、

今般^ト御総督当国江御再進被為在、官軍賊徒を遂退ケ、戡定之地、頗る

広く御施行ニ相成候二付、良民者漸く王化ニ歸シ候得共、元來僻遠之地、殊ニ賊徒久敷屯集罷在候故、兇徒猶所々ニ潜伏し、隙を伺ひ愚民を誑惑し、動もすれば、賊徒を透王化を妨ケ王民を苦しめ候族有之候二付、逮捕窮治不仕候而ハ、恩威難置行奉存候間、督府御隨從之兵隊並新潟裁所（マ）所附屬刑法掛り御役人、急速太政官方御差向之御沙汰ニ相成相成候様御運御座候ハ、可宜歎与奉伺上候事

六月

判事方差出書附、西園寺殿へ御達ニ付写置

(中略)

聖上益御機嫌克被為渡、恐悅不斜奉存候、隨而貴官方、弥御勇健、日々御盤勤令運察候、偕去夏、江府在陣中、新潟裁判所總督兼北陸道鎮撫使等之蒙仰、北越再進後、追々權判事御差下シニも相成候、仍乍不東民政專務指揮罷有候処、諸国府藩県等を被置候義ニ付、新潟裁判總督之名儀者如何可相心得哉、六月十六日發候書ニ伺置候処、今以何ラ之御沙汰も無之、当惑居候処、今般岩松滿次郎江知事被仰付候御達書到着仕、同人在住精々相尋、出頭次第御沙汰書可相渡候、其上ハ隆平進退如何可仕候哉伺度、尤於軍事ハ夫々当任之人ニ御差向ニ而、追而到着有之候ハ、最早御用之廉無之候、兼而不肖之隆平始終過分之重職難相勤二付、辭職之義ハ既ニ先達而輔相公迄歎願仕置候処、旁右件々伺度如此候、恐惶謹言

七月十四日

隆平

追而申、毎々伺願等之義書状候得共、何レも御返報者今ニ到着不仕候、遠路之処一々御答否不候候而ハ、兎角事情通シ兼困入候、此義以何卒御面倒着次第早々否哉伺度、如此候也

弁事

御中

謹而奉歎願候、臣隆平、不顧不肖蒙重任、生前之面目不過之恐縮之至ニ奉存候、方今御一新之折柄、当春以来、北陸鎮撫使及先鋒等被仰付、元來愚昧無字之隆平、奉任重職候義、実以恐懼不少、御断可仕筈之処、古今未曾有之御多歎二付、不肖不顧御用相勤候義、全副使之事故、本使、參謀等之助力ニ御座候処、江城在陣中、新潟裁判總督之蒙御沙汰、判事被為添候、其後北越再建之砌ヨリ今日ニ至リ、賊征ニ不有違、其内軍官（官）勝利之地、民政撫育、鎮定之指揮仕候得共、当国情偏固頑愚ニ其上広大之地、逆も不才未熟之ヲ以、成功無覺速奉存候、宇内御一變之御時節、寢食安居仕候義、毛頭無御座候、尤粉骨碎身、鞠躬御奉公可仕事、臣子之節糧勿論之儀ニ御座候得共、此上、不顧愚昧、重職負荷仕、自然大儀ヲ誤リ奉侵朝憲候様ニ立至候而ハ、御国之耻辱如何共難雪候、何卒辭職奉懇願候、尤当国平定之上ハ、於新潟外国御交際之期限も可有之候、就而者俊才御選擇第一之要務与奉存候、決而臣隆平身命可惜義毛頭無御座候得共、不相応之重職奉恐入候、追々政体御規律被為定候折柄、不才相応之御用被仰付候得者、此上之皇憐莫大之御慈悲難有仕合奉存候、宜蒙御沙汰度、此段奉歎願候、恐惶謹言

七月七日

隆平

行政官

弁事官 御中

右、判事安井和助持參上京之事、

春来、北陸道鎮撫使及東征鋒蒙仰、生前之面目不過之候、不才未熟之隆平御理可仕之処、御革政之折柄、殊ニ副使之事故、本使、參謀等之助力ヲ以重職ヲ侵シ、何共恐縮之至ニ候、然処、於江城、新潟裁判總督被仰付、重々大任、微力之身ヲ以逆茂不及義与奉存候得共、北越再

進差急候ニ付、其俣当国ニ進軍候処、最早戰爭中、新潟ニ可至様茂無之折柄、官軍勝利之地、民政急務ニ付、不取敢指揮仕居候得共、广大之地、国情等ニ於テハ、迎も隆平等之不及義ニ付、先達輔相公江辞表差出置候処、今般岩松滿次郎江当国知事被仰付候ニ付、同人江民政向引渡候上者、最早御用濟ニ付、去日、身退伺出置候得共、今般宮御着陣之上者、願之通り辞職被仰付度、尤身命ヲ惜候義毛頭無之、粉骨碎身、死力ヲ尽シ御奉公可仕者、臣子当然申迄茂無之候処、不才之身ヲ以大任ヲ侵シ候而者、奉耻朝憲之基、既ニ因循等之風聞有之而者、遺憾ニ不堪候得共、全不肖之悔語噫臍者不過候、此上如何程尽力指揮仕候而茂、迎茂及処ニ無之、猶又不都合之件々出来候而ハ、実以相不濟候間、何卒前件御斟酌、断然被免候様、預り御沙汰度候、恐惶謹言

七月十六日

総督宮

參謀御中

総督宮方御招ニ付御參營之処、過日被差出候書付、御尤ニ候得共、何分民政向之処、是迄之通被相勤候様御頼被遊候、尤名義之処ハ追而太政官へ伺之上御沙汰可有との事、右之通、御沙汰之旨も為御心得申入候事

七月十七日

四條殿執事

判事御中

(後略)

【5】〔辞職歎願控〕

(表紙)

「慶応四辰年六月

辞職歎願扣

「越後府役場」

辞職歎願書写

一、私義今般徴士越後府権判事被仰付候段奉蒙朝眷生之榮無此上、冥加身ニ余リ不堪恐縮之至候、方今御一新之折柄、愈以粉骨碎身軼掌可仕筈ニ御座候、乍然去四月幣藩兵隊越後筋為鎮撫出張被仰付候ニ付、寡君方右用向申付、出張罷出申候得共、老身多病二而、右用事難相勤御座候ニ付、其段相届帰邑可仕心得ニ罷在候処、昨十六日柏崎民政局江御用御座候之旨ニ付、右御局江罷出候処、前件之御沙汰書御渡ニ相成、何共以恐懼当惑仕候、從來不字無術事情ニ疎く、殊ニ及老耄精神恍惚、則全難堪職務奉存候、依之甚恐入候得共、右職務御辞退申上、帰国保食仕度、偏ニ奉懇願候、誠恐誠惶謹言

六月

関沢六左衛門

越後裁判御総督府

一、私義徴士越後府権判事被仰付、冥加身ニ余リ難有仕合奉存候、右ニ付歎願之次第左ニ奉申上候、元来私義ハ安井和介附屬を以、去四月当国ニ罷下申候処、旧桑名領ニおゐて賊徒官軍越拒ミ、壬四月廿七日方戰爭相始り候ニ付、高田表ニ滞留罷在御総督府同所江御着被為遊候得共、戰爭最中ニ付、御滞留被為在、其内官軍追々進撃尔相成候ニ付、和介出張民政ニ従事可仕筈之処、折節所勞ニ付、先丹羽権兵衛を柏崎江差遣し、無程小笠原弥右衛門出張仕民政局被立、続而鈴木平助茂同所江罷越、猶小千谷江も出張仕候内、和介茂快氣ニ付、柏崎江罷越、依而私同行仕候、弥右衛門ハ敵地戡定ニ従ひ、追々前途江相進ニ尽力仕、御総督柏崎江御転營戡定之地御綏撫被為

遊候、然処越後府御所置之義ニ付、和介蒙上京之命、七月七日御軍艦撰津丸ニ便船、柏崎出帆仕、能州所口方陸行、同十三日曉京着ニ相成其節私隨行仕、廿九日ニ至和介京都出立仕候ニ付、又々共ニ罷下り申候途中、加州橋駅ニおゐて同人発病、金沢表ニ御滞留仕、先私ノミ差遣し申候処、御総督府も日々和介帰着越御待被為在、其他何レ茂御暮し候折柄、病氣不得已義とは乍申何共不都合千万、且奉命建白之件々私承り參候箇條も御座候得共、何分附屬之義ニ御座候得者、詳細ニ承知不仕、御前江被召段々御尋も御座候得共、兎角變難たる事而已多く、誠々恐縮仕候次第ニ御座候、元来私義ハ性質愚昧世事ニ疎く、其上是迄於国許蒸氣船乗組被申付罷在、租稅鞫獄之事等一切心得不申候処、過日判司事被命、御請ハ仕候得共、己之分ニ過き、愧秘当惑仕候折柄、不思寄御拔擢ニ相成、驚惶不知所措身候、乍去朝命重く御座候得者、一旦御請ハ仕候得共、当国之義ハ此頃漸平定仕候而已ニ而、乱離之民事多端、統御之道甚難く御座候得者、天下之俊才ニ非比してハ、治安ニ至り申問敷と存候、庸愚不才之私其職ニ□ひ不申ハ申迄も無御座候、其□弥右衛門等附屬之人ニ前途江相進尽力仕候ハ不及申、平介、権兵衛、小林文作も段々尽力仕罷在、就中於長岡官軍一敗之節、平介ハ出雲崎在勤、権兵衛、文作ハ柏崎ニ罷在、何レ不分昼夜粉骨碎身仕候内ニ御座候、然処遠隔之地右等之情実大政官江不相通、何之切勞も無之私僥倖を以御拔擢ニ相成候而者、政公平越失ひ諸人ニ不服を生し、且私一分ニおゐても他藩ハ勿論、同藩之者江対し候而も不相濟次第、殊ニ和介ハ上京中爵位を賜り私迄御拔擢ニ相成候得ハ、自然在京中御用越蔑ミシ己之私を御候様之嫌疑□受候ハ、必然ニ而誠ニ歎敷奉存候、其上此頃持病差起り難義仕候ニ付、甚恐入候得共、越後府權判事速ニ被免、

追而病氣快復之上是迄之職掌被命被下候ハ、重々難有仕合奉存候、御時節之義、抛身命御奉公仕度奉存候間、何卒情実御憐察被為成下、微意貫仕候様只管奉歎願候、此段宜御執達可被下候、以上

辰八月

沢田覺之助

御本營御執事申様

一、私義微士越後府權判事被仰付冥加至極難有仕合奉存候、御一新之御時節、粉骨碎身勤勞可仕筈ニ御座候得共、七月以来幣藩小荷駄方被申付出張罷在申候処、齡垂耳順從來多病之上惣身病癰を發し、加医療候得共、更ニ無功驗釀膿苦痛難傷難義仕候ニ付、加賀国能美郡栗津温泉湯治仕候ハ、可然旨衆医申問候折柄、迎茂御用難相勤御座候ニ付、帰国保養仕度奉存候間、前許御憐察御決論被為成下候様奉願上候、且当国民政至急ニ御座候様、私全治之期相知不申候ニ付、何卒職務被免、速ニ代人御撰擧被成下候様、幾重ニ奉懇願候、以上

九月

高橋直右衛門

○越前守家来渡辺浩三權判司事被仰付候処、国許江着後病氣罷在未全快之見詰も無御座候ニ付、權判司事御免被成下候様願出申候、依之何卒願之通御免被成下候様奉存候、以上

九月

松平越前守内役人共

○一伺之通被

免候事

辰九月 越後府執事

当月五日、御書中拜見仕候、秋冷之節弥御安全珍重奉存候、陳者先達上京以来書状御届可申上筈候処、兎角御朝議果放行不申、一曰々々延引ニ相成御文通仕候運ニ至り不申、併御使之筋者、前月廿

八日粗御決議ニ相成候二付、直様參府可仕処、道中以來病氣差起不得止事居留リ、療養相加リ申候、尤京都江も右之趣御届申置御殿江者沢田覚之助を以委曲御届申上候、此程ハ同人ノ言上可仕与奉存候、私儀病氣何分樂々不仕無是非、此節別紙之趣、京都江歎願書差出申候間、宜御執達被下候様仕度奉願上候、先達在留中段々御懇情被成下千万辱奉謝候、右御報早々申上候、以上

八月十一日

安井和介

小西直記様

方今御一新二付、賢を貴ひ陪隸庶人と雖御登庸被為在、二等官ニ進むことを得せしめ給ふハ千歳之一遇尔して、死を以国尔報せんこと越思ハざる者なし、臣不肖之身を以、内国権判事被仰付命を奉ジ、越後国江罷越居申候処、更ニ越後国府権判事被仰付、此度同国御所置之義ニ付、登京仕滞留中判事被仰付、五位之爵位越賜り驚惶不知所措祇内、自慙る而已ニ御座候、臣性癡愚字術無固職越奉する事能ハす、饒二月給ヲ費シ、今又無功勞して爵位越賜り候義、所謂尸位素餐十指之所指菅臣一身負乘之罪免さる而已ならず、台忠□皇徳之聰明越傷リ下朝廷越侮慢し、僥倖取容之徒、競進之政治を蠹害するの端を開き、御一新之洪業を妨可申与奉存候、因而違勅之罪不輕候得せハ、願クハ賜ふ所之爵位固辞仕度奉存候、且過日大聖寺より御届申上候通、旅行中痢疾相滞り、金沢到着後益劇症ニ相成、頃日ニ而ハ肝臟閉塞ニ陥、速ニ快復仕間敷旨衆医申聞候、就而者越後府民政至急之折柄、唯員奠へ候而已ニ而、病摩平臥罷在候而者恐入次第二御座候間、何卒急速臣職務被免、判事ハ小笠原弥右衛門、南部彦助等ニ被仰付、権判事ハ旧藩岡田与一、富山藩千秋元五郎必職ニ堪可申与奉存候間、右兩人之内ニ被仰付被下候様奉願候、此段宜

御執達可被下候、誠惶誠恐頓首、謹言

戊辰八月

安井和介

弁事

御伝達所

〔6〕〔探索方御用書上帳〕

(表紙)

〔慶応四辰年七月

探索方御用書上帳〕

乍恐以書付奉申上候

一、尾町村庄屋忠三郎、女谷村庄屋常吉奉申上候、私共七月十日柏崎表出立石地宿泊、同十一日出雲崎泊仕候二付、同所町方ハ勿論久田村、落水村辺之戦争模様、先般鹿絵図ヲ以奉申上候通、乙茂村、中条村、沢田村、上条村、柿ノ木村、高畑村遂探索候処、一同御官軍地有之賊地ノ儀ハ左ニ奉申上候

一、三嶋郡之内嶋碕村外坂谷村、高月村、高森村、小嶋谷村、梅田村、吉田村、辺張村、曲田村、落水村、籠田村、右円賊徒致徘徊、家ニ火を付、兵粮杯勝手ニ取出し存外之悪業差働候義ニ付、右村々之百姓共其居村立去、名主共之儀者御官軍江属出雲崎江被出、御官軍御固メ所兵粮焚等ニ被出候者も有之、落水村之儀ハ家数ニ拾一軒有之処、毎夜賊火ニ而一二軒ツツ焼払、既十一日夜落水不残焼払、其夜村田、北条与申所法華寺ニケ寺焼失、隣村籠田村庄屋宅焼失仕、三嶋郡戦争村々之儀者目も当られぬ事ニ御座候

一、七月十二日与板町荒木与一左衛門方江一泊仕候処、同所江ハ御官

軍千九百人程御操込ニ有之、先信濃川辺之村々江ハ御固メ有之、其外場所宜敷所へ者御台場御築立御要涯御嚴重之事ニ奉存候、賊徒之儀ハ本与板与申所ニ而固メ居、昼者山中江隠居、乍去日夜無差別大砲打候次第ニ有之、与板町折々鉤玉流込町方一同極心痛仕候、本与板より漸々道法十五丁位之間ニ御座候故、朝夕賊之姿相見候由承り候

一、本与板八幅山ノ後塩ノ入与申処、賊徒忍陳^シ所有之、台場等も有之候得共、此場所ニ而鉄砲打不申由承り候

一、与板領中条村久七与申者木挽職之ものニ而、当二月会津若松辺之すり上村与申所へ稼ニ罷越、六月廿五日同所出立、津川通ニ而村松在笹堀与申村へ着仕、夫与板近在岩形村与申桶屋ニ已前熟意ニ付、同人方ニ而引竟世話ニ相成居候処、本与板迄道法二里位之処、日々兵糧運び被申付、日夜本与板村へ參候得バ、右忍陳屋悉見届居、猶其夜篝火たき人足被申付候得共、只々我里中条村へ欠付度心懸故、夜八ツ時頃欠はづし山中江逃込、夫与山沢も不厭、与板表江欠付町役人江申出候、右荒木与一左衛門方申聞候ニ付、久七早々呼寄直談会津之噂一ト通承り左ニ奉申上候

一、会津藩白川口又者其辺之三吉与申所江二里余も有之、此両所江若松方多人数操出し有之、白川城下ニハ御官軍凡千人余御固メ日々戦争大勝利之由申事ニ候

一、会津大殿ハ在城、若殿ハ越後地江操出し之由、仙台藩五百人程白川口江操出し有之候得共、進ミ不申由承り候

一、米沢勢新潟迄操出候由、^{前部}河部、津軽、佐竹之儀ハ戦争ニ不抱候との事、右久七与承り候

一、阿弥陀瀬村平蔵与申者、敵地様子悉ク相弁候者之由承り候ニ付、

同人直談承り候ハ、小嶋谷村弥右衛門宅ニ賊三拾人、富岡村二百人余是ハ米沢勢之由、鷹ヶ峯与申峠ニ陳所有之台場等築立、水藩五拾人、其外会津藩同断、上ノ山勢三十人計同所江詰切ニ致、大砲ハ三四挺有之、右平蔵義七月上旬頃日々兵糧送り參候由承り候

一、地藏堂方歩兵三百人赤キ衣類着用致し小嶋谷村江操込之由承り候
信州須坂藩中嶋万太郎様与板表出雲崎在戦争次第承り左

二奉申上候

一、小嶋谷村百姓善兵衛方御同人御申届二者、同村江歩兵三百人七月四日着仕候、其外桑名勢百二拾人、上杉勢五拾人入交ニ而操込之由一、富岡ニ罷在候賊兵二百人余、庄内勢七拾人計嶋崎迄引上候由承り候

一、高畑与申村ニ古城山間之此所へ台場有之、賊百人屯罷在、隣村柿ノ木村、日野浦村之間合木ノ目峠有之、桑名勢百五拾人、其外入交ニ而式百人計立籠、台場三四ヶ所有之、賊徒之極要地与相見候、其他山々ニハ大体台場有之、随分要涯堅固ニ致居候様子ニ御座候、右木ノ目峠より小嶋谷村、嶋崎辺迄御打払相成候者、先出雲崎辺も穩々可相成与奉存候

一、辺張村ニ罷在賊徒之台場有之、吉田村稲場与申処ニも台場有之、小嶋谷村麻嶋之宮ニ庄内勢、村上勢立籠台場有之、此程右場所砲つ、ハ不仕候、先与板表ハ大混雜之由、右中嶋様与承り候

一、七月十三日長岡表民政局御宿松田市郎右衛門方ニ泊仕、夫々遂探索候処、同所之儀ハ当時平定之由、尤長岡方式里程余も御官軍御進出ニ相成、栃尾辺より北之方河部村、大口村当月二日三日頃大戦争ニ而刀打も有之、賊徒多分死人有之候故、凡一円下筋江引取、先苗場与申村辺迄不殘御官軍地ニ相成、押切村与申処台場有之、一ト

度賊乘取候得共、尚又御取返しニ相成候、其節分捕物多分有之、大勝利之由、其村々より少々隔候而ハ不殘賊地ニ御座候
右之場所々々、私共得与遂探索候得共不行届聞損し候儀も難計候、乍恐御賢慮奉願上候、以上

女谷村庄屋

常吉[㊤]

尾町村庄屋

忠三郎[㊤]

慶応四辰七月十五日

御民政局

御役所

【10】〔御伺書之控、御達書ノ控、在町御達書之控〕

(表紙)

「慶応四辰年八月日

御伺書之扣

御達書之扣

在町

御達書之扣

柏崎県

御役所

府県六冊之内」

一、

安部小次郎

陶山善四郎

山田登之助

藤野友三郎

今泉友三郎

木村一藏

原田五右衛門

神戸須磨之丞

安部剛三郎

先達以来於小千谷松代藩江御預相成居候元長岡藩之内、右安部小次郎等九人勤王之志無相違者之由ニ御座候間、民政方江召遣申度御座候、此段奉伺候

八月廿九日

柏崎県

総督府参謀御中

一、苞苴私謁之儀者、古賢之誠モ有之、誰彼茂所知ニ候得共、弊政御一洗、今日従前之頽風ヲ襲ヒ、賄賂ヲ以役人江及囑託候輩於有之者固不可然事ニ候、自然右様之義被行候而者、自ラ依怙蟲履之取斗ニも及ヒ、無偏無党公平之御政道ヲ破ニ茂立至リ可申大事ニ候間、以來金弊者勿論瑣屑之者物タリ共堅可為停止、万一不慎法令、密々ニ醜受候者有之、其儀相知レ候ハ、双方共屹度可被及御沙汰候事

正月

右者鎮撫使御在勤之節之御布告ニ候処、今般諸局江御布告相成候事

八月十六日改

一、当国賊徒御掃攘追々御鎮定ニ相成ニ随ヒ、当柏崎県附等ハ最早御平定ニ相成候間、是迄旧領之流弊等速ニ御改政、民政御施行可相成候ニ付而者、其本正しからざレハ未治まらざるニ付、第一町年寄、^(正親)大煎等民長ニ而諸民之標準ニ相成候間、旧習ヲ改革シ、是迄之仕

癖之泥ミ等閑之分ニ無之様、可相心得候、其方共役前子孫相続相勤
候向も有之哉ニ候得共、方今門閉ヲも被為廢候時ニ候得者、向後右
旧習ニ不抱、或ハ勤方情弱ニ而御趣意ニ触候様之義相聞候節ハ、無
抛迅速ニ役儀被免、其器ニ当るものを御登用ニ可相成候間、此旨無
心得違、幾ニも尽力いたし、御改正之御趣意之通致研究、日新之実
功相立精勤候様被仰出候事

辰八月廿日民政局

星野藤兵衛方

町年寄

共へ

大肝煎

星野藤兵衛方

町年寄

共へ

大肝煎

当国賊徒御掃攘ニ相成候処、右賊徒之家族共為致潜遂候者有之候哉、
粗相聞候二付、夫々御取調有之候事ニ候、仍而自然是迄心得違ニ而
潜伏差置候ハ、早々可為致退散、若此上隱置者相顕れ候節ハ、隱
主当人者勿論村役人迄急度曲事可申付候事

辰八月

【64】

口上

西園寺様御本陣附御役人小頭衆御宿之儀、筆屋五郎右衛門へ申付、
御宿為致申候処、同人義平常不行届之者故、不調法無之様精々申聞、

其上兼而者同勤一人ツ、定詰之申合ニ仕置候処、宮様近々御発向
御本宮普請、御両御本陣等数ヶ所之心配前代未聞之儀ニ付、相互
ニ狼狽而已致し、五郎右衛門方へ詰合所ニも無之、御機嫌伺等不仕
候処、水風呂之儀ニ付、五郎右衛門妻不調法有之、私共御呼寄ニ相
成候、其節始而参り候処、屋敷其外御賄方等不行届実ニ申訳無之、
精々御託申上候へ共、御聞濟無之、終ニ五郎右衛門家内之者、私共
へ御預ケ相成候ニ付、替りとして京兵衛、新九郎、源助差出、不調
法無之様精々申聞御賄申付置候処、猶追々御託申上候へ共、御勘弁
ニ相成不申、心痛罷在候処、御料理人右ヲ聞受氣之毒ニ存候而、同
人方託申入呉、漸々御勘弁ニ相成申候、五郎右衛門家内共立戻被仰
付、一同安堵仕候故、為御礼御菓子料金五両ツ、小頭衆四人へ差出
し申候、何分不行届之私共此上宮様御下向等と相成御多人數御乗込
之上ハ弥ヶ上不行届ニ可有之、心痛罷在候而、内々承り及候ニ付申
上候、此段御聞置被下度奉存候、以上

七月七日

星野藤兵衛

民政局

御役人中

西園寺殿小頭四人

松川 石松

若山吉五郎

吉村 藤太

小西長次郎

右書付、西園寺殿へ御達候、急度御所置有之度旨被仰入候処、同人
帰京可被仰付者ニ付、尚又判事ヲ差出候書付、西園寺殿御内頭四人
不届之所業有之趣相聞候ニ付、事情御届申上候処、早速御先方へ御

達ニ相成候、寛典之御所置ヲ以帰京可被仰付趣、右ハ目籠入護送人等如何取斗相成候儀哉、尚又御一新之折柄、官軍方ニ不取締之儀有之而ハ御政道ニ差響候間、御所置振伺度奉存候、兼而官軍取締之儀ハ、於高田表御家司中迄御達申置候廉も有之、急度御掛合可被下候様仕度候、以上

七月九日

判事

別紙壹印之通関川関門詰之者方申越候二付、高倉様御内衆へ問合候処、式印之通之筈ニ御座候、然る処是迄高倉様方御差出ニ相成居候御印鑑御差留ニ相成候二付、以来之処、會計方御印鑑而已ニ而所々関門相通シ可然儀ニ御座候哉、又者、御当方様御印鑑持參無之者者、相通シ申間敷儀ニ御座候哉、此段奉伺候様、高田表方申付越候二付、此段奉伺候、以上

榊原式部大輔内

香西又五郎

七月廿六日

丹羽六太夫

壹印

一筆啓上仕候、然者下越後御出張仁和寺宮様、西園寺様御家来并各藩通行之節、軍事會計方与申印鑑宿駅人馬繼立ニ被差出候様与御座候得共、右ニ而御関所も無差支通行出来候由、會計方ニ而申間候由ニ付、無揃以来之儀者総督府印鑑持參可致旨申間、相通申候、然ル処今朝西園寺様御家来吉村藤太与申仁、從越後柏崎京都罷越候得共、御印鑑持參不仕、別紙之通會計方添翰ニ而通行仕度旨、段々問屋を以為及懸合候得共、彼是迷惑申立候間、已来之儀申間、相通申候、此後會計方被指出候宿駅人馬印鑑等持參之仁、取斗方如何仕候而

宜敷御座候哉、御伺申上候、早速御差図被下置候様奉願候、右為可申上如此御座候、恐惶謹言

永田順次郎

花押

七月廿三日

本間弥八郎

花押

添翰

原田権左衛門様

西園寺殿御内

吉村藤太

右者京都迄為御用被差遣候間、道中ニ而人足等入用之節者、無差支差出、尤休泊賄料人足賃共都而自分払候間、得其意、無滞様取斗可申もの也

軍事

會計方

辰七月

從越後柏崎江州大津迄

右宿々

問屋年寄

貳印

西園寺様御家来吉村藤太与申者、関川御関所通行方之儀ニ付山本左馬江相談候処、左之通
御関所関門等通行方之儀者、御総督印鑑無之候而通行之儀相成かたき旨ハ兼而御達も有之候処、會計方斗之印鑑ニ而関川等通行之儀者、難相成筋ニ候、然ニ西園寺様御家来として右様之儀御座候

而者、此後御取締方等二も御不都合二付、一応柏崎表御詰香西、
丹羽殿等へ御掛合之上、其筋江御伺被成、此後之御取極メ被成置
候様被成候方、可然与申聞候間、此段申上候、以上

長谷川唯四郎

七月廿三日

白井門左衛門

小間使少年	知弥		旧長岡藩足輕
小間使少年	吉弥		旧長岡藩足輕
小間使少年	与五郎		旧長岡藩足輕
小間使少年	十士太		旧長岡藩足輕
産所取締方頭取	仁左衛門	(旧長岡藩)長岡町	
産所取締方頭取	徳次郎	(旧長岡藩)長岡町	
小使	津右衛門		旧長岡藩中間
小使	八藏		旧長岡藩中間
奥州民政局出仕			
権判事	神保八左衛門		辰十月十五日
権判事	宮治友次郎		辰十月十五日
権判事	峯幸右衛門		辰十月十五日
権判事	沢田覚之助		辰十月十五日
権判事加勢	平井喜代三	本水藩(御親兵)	(十一月十日付)権判事加勢心得 ヲ以可相勤様申達候事
庶務方	島田源太郎		辰十月二十日
庶務方	相島平右衛門	越前藩	
庶務方	大宮左門	越前藩	
庶務方	市村義三郎	加州藩	
庶務方	江川弥八郎	加州藩	
庶務方	多宮与七郎	加州藩	
庶務方	広田平兵衛	加州藩	
庶務方	石川平八郎	加州藩	
会計下調方	小川習太郎		辰十月二十日
筆生試補	芳野信諾		辰十月二十日
民政御用	村田巳三郎		(十月晦日付但書)十月二十四日 民政局総轄兼參謀
庶務方試補	南部理平		
庶務方試補	長谷川貫一		
庶務方試補	河田次左衛門		
庶務下調方	玉村琢藏		
庶務下調方	佐藤十郎		
小遣	(八人)		

会計方試補	斎藤斧右衛門	新発田藩	
營繕方試補	横山忠兵衛	津和野藩	
營繕方試補	阿部門右衛門	新発田藩	
營繕方下調試補	永岡秀右衛門	津和野藩	
書記試補	藤野友三郎	旧長岡藩	
書記試補加勢	宮内新太郎	旧長岡藩	
筆生	石川文五郎	津和野藩	
筆生手伝	嶋宗綱藏	(旧長岡藩)西組上除村	
取次	小林善八郎	(旧長岡藩)北組新保村	
御用使少年	木村立次郎	旧長岡藩	
御用使少年	菅沼寛藏	旧長岡藩	
御用使少年	山岸利喜太	旧長岡藩	
御用使少年	河村文治	旧長岡藩	
下使部	伊藤勇兵衛		旧長岡藩足輕
下使部	佐藤閔右衛門		旧長岡藩足輕
下使部	藤沢外右衛門		旧長岡藩足輕
下使部	田嶋猪野右衛門		旧長岡藩足輕
下使部	牛込岩右衛門		旧長岡藩足輕
下使部	小林忠右衛門		旧長岡藩足輕
下使部	斎藤染左衛門		旧長岡藩足輕
下使部	芹沢十三郎		旧長岡藩足輕
下使部	高村茂十郎		旧長岡藩足輕
下使部	新木孫作		旧長岡藩足輕
下使部	林甚左衛門		旧長岡藩足輕
下使部	渡辺清太夫		旧長岡藩足輕
下使部	佐藤治野吉		旧長岡藩足輕
下使部	西片和剛太		旧長岡藩足輕
下使部	小林時次郎		旧長岡藩足輕
下使部	酒井郡八		旧長岡藩足輕
下使部	我妻丈左衛門		旧長岡藩足輕
下使部	柴最右衛門		旧長岡藩足輕
書役御雇營繕方付	桂左衛門	(旧長岡藩)西組岡村	
書役御雇營繕方付	松之助	(旧長岡藩)上組虎飯村	
書役御雇營繕方付	善左衛門	(旧長岡藩)西組七日町村	
書役御雇書記方付	政太郎	(旧長岡藩)北組十二湯村	
書役御雇書記方付	安左衛門	(旧長岡藩)北組永田村	
書役御雇租税方付	倉吉	(旧長岡藩)脇野町	
書役御雇租税方付	十左衛門	(旧長岡藩)上組十倉村	
書役御雇租税方付	伊左衛門	(旧長岡藩)庄右衛門新田	
書役御雇租税方付	四郎次	(旧長岡藩)上組瀧谷村	
書役御雇租税方付	柴藏	(旧長岡藩)上組飯島善兵衛新田	
書役御雇租税方付	助八郎	(旧長岡藩)上組横越村	
書役御雇租税方付	益太	(旧長岡藩)西組三ツマ屋村	
書役御雇租税方付	助太	(旧長岡藩)西組浦村	
書役御雇租税方付	灰吉	(旧長岡藩)河根川組成沢村	
書役御雇租税方付	元之助	(旧長岡藩)長岡町	

新潟民政局頭取	三宅助三郎	新発田藩	
新潟民政局頭取	田宮一郎		
新潟民政局頭取	上領直作		
新潟民政局頭取	富樫省吾		
新潟民政局頭取試補	赤崎精一		
新潟民政局頭取試補	河井金太郎		
新潟民政局頭取試補	増田勝八郎		
新潟民政局頭取試補	小宮山藤太郎		
新潟民政局頭取試補	古谷栄太郎		
	福原広太郎		
	氏家春之助		
	植村虎之進		
水原民政局			
権判事	小笠原弥右衛門		
権判事加勢	村上雅之助		
権判事加勢	宮部六右衛門		
	滝川 登		
	山田勘助		
	菊池又蔵		
権判事試補	藤田庄左衛門	高田藩	十月二十日
	星野 斎		
	松崎幸之助		
	小竹金兵衛		
長岡局			
権判事	南部彦助	越前藩	
権判事	渡辺儀右衛門	津和野藩	
権判事試補	藤田庄右衛門	高田藩	
庶務方頭取聴訟兼会計方	木村幾次郎	越前藩	
聴訟方頭取断獄兼	林才次郎	加州藩	
聴訟試補産業掛	山川廉之助	三日市藩	
聴訟試補産業掛	高津道右衛門	三日市藩	
聴訟方下調試補	木村伝次右衛門	(旧長岡藩)西組喜多村	
聴訟方下調試補	風間伴右衛門	(旧長岡藩)北組福島村	
断獄方試補	川口欽也	三根山藩	
監察方試補	安田 柰	旧長岡藩	
民政御用掛	陶山善四郎	旧長岡藩	
民政御用掛	根岸四郎右衛門	旧長岡藩	
民政御用掛	中村誠作	旧長岡藩	
民政御用掛下調方	益井純一郎	津和野藩	
租税方頭取心得	松尾忠蔵	高田藩	
租税方試補	松崎幸之助	高田藩	
租税方試補	土田良三郎	与板藩	
租税方試補	佐藤順太郎	新発田藩	
租税方下調試補	和田丈平	津和野藩	
租税方下調試補	幡 達治	(旧長岡藩)上組撰田屋村	
租税方下調試補	塚越忠三郎	(旧長岡藩)上組中片村	
会計方試補	吉川七右衛門	津和野藩	
会計方試補	小竹金兵衛	高田藩	

庶務方下調方	辰右衛門		庄屋
庶務方下調方	清左衛門		庄屋
庶務方下調方	佐藤三郎左衛門		庄屋
庶務方下調方	河内茂平次		庄屋
庶務方下調方	高沢義八郎		庄屋
庶務方下調方	遠山太郎左衛門		庄屋
庶務方下調方	丹呉平兵衛		庄屋
庶務方下調方	三助		庄屋
庶務方下調方	竹前甚五右衛門		庄屋
庶務方下調方	弥惣右衛門		村上町年寄
庶務方下調方	慶次郎		村上町年寄
庶務方下調方	七郎治		村上町年寄
小間遣子供	金治		
小間遣子供	直太郎		
小間遣子供	久太郎		
小間遣子供	勇次郎		
門番	市右衛門		
門番	和吉		
門番	利吉		
門番	又右衛門		
門番	丑松		
使丁	甚左衛門		
使丁	惣之丞		
使丁	冊左衛門		
使丁	太左衛門		
使丁	又次郎		
出雲崎民政局役員			
権判事	宮原大輔		十月二十八日
越後国三島郡農政掛	稲葉左衛門		
権判事加勢	鈴木平介	加州藩	(辰極月十五日付貼紙)「鈴木平介 右当官を以本府出仕申達候事」
庶務方頭取	神取佳久馬	高田藩	
庶務方頭取	平田小介	大聖寺藩	
庶務方	橋尾平八郎	因州藩	
庶務方試補	町田文太夫	与板藩	
庶務方試補	佐藤喜右衛門	椎谷藩	
庶務方下調	久須美三郎右衛門		稲葉左衛門家来
庶務方下調	浅野佐五右衛門		出雲崎住庄屋
御用取次等	五人		
租税方手伝	二人		
書記役	三人		
小使	三人		
門番	二人		
新潟民政局			
権判事心得	高須梅三郎	長州藩	
権判事助役	進 美祢人	長州藩	(辰極月十五日付貼紙) 権判事心得を以可相勤事

2 府

三条民政局役録			
権判事	杉本行蔵		
権判事	丹羽権兵衛		当時御暇中
民政御用掛庶務頭取	小林文作	加州藩	(明治元年十月二十日付貼紙) 「杉本行蔵所勞二付保養中権判 事加勢相達候事」
民政御用掛会計租税營繕方	黑板二瓶二	糸魚川藩	
民政御用掛刑法并応接	秋山顯蔵	糸魚川藩	
民政御用掛刑法并応接	岩田大作		
民政御用掛租税堤防方	瀬尾健造		
民政御用掛会計兼記録方	野崎他吉郎		
營繕方試補	銀林正蔵		
記録方試補	大戸大介		
堤防方試補	若月保左衛門		
刑法方試補	入沢文之丞		
御用取次	細山忠三郎		
御用取次	内山三郎左衛門		
御用取次	中沢左平次		
御用取次	歌川徹太郎		
御用取次	高山平太夫		
筆算掛合	清右衛門		
筆算掛合	左内		
小使	五郎左衛門		
小使	武七		
小使	長之助		
探索方	田村酒造助		
村上民政局役録			
権判事	山崎伝太郎		
庶務方頭取	橋本寛三		宮様随從御親兵
庶務方頭取	長香柳心斎		宮様随從御親兵
庶務方頭取	久永惣右衛門		村上旧藩家老
庶務方頭取	島田直枝		村上旧藩家老
庶務方	進藤保太夫	加州藩	
庶務方	下田与作		
筆生	矢彦縫殿右衛門		宮様随從御親兵
筆生	山本文蔵	新発田藩	
筆生	吉田省之進		越後郷士
筆生	藤田賢之助		越後郷士
筆生	佐藤国之助		越後郷士
筆生	草野永介	加州藩	十一月
庶務方下調方	坂井健左衛門		元庄屋
庶務方下調方	伊藤俊太郎		庄屋
庶務方下調方	山本又五郎		村上町年寄
庶務方下調方	伊与部芳左衛門		村上町年寄
庶務方下調方	伊与部助次郎		村上大年寄
庶務方下調方	板垣伴次郎		大庄屋
庶務方下調方	竹内蔵次郎		大庄屋

表2 「従明治元辰孟冬 当諸局役員帳」(〔18〕)

(凡例)

所属 *1			
役職	氏名	出身	備考

*1 所属…ex：柏崎民政局

1 県

柏崎民政局役員			
判事	恒川新左衛門		
判事	岡田助三郎		当時休勤
判事	堀達左衛門		
判事	宮地友次郎		
判事	中村石平		
庶務方専務兼会計方	山田平助		頭取の心得
聴訟方専務兼庶務方断獄方	中西兵吉		頭取の心得
租税方専務兼営繕方	折橋甚左衛門		頭取の心得
租税方専務兼営繕方	山田六左衛門		頭取の心得
営繕方専務兼駆通方	福村安太郎		御用掛
駆通方専務兼聴訟方断獄方	多田孫三		御用掛
会計方専務聴訟方	新保吉五郎		御用掛
租税方下調理	勝山八十次		
租税方下調理	永野佐七		
御用取次	五人		
書役	二人		
小遣	四人		
川浦民政局役員			
県判事	林 太伸		
御用掛頭取	沢原源太郎		
聴訟方			
御用掛頭取	稲垣直次郎		
租税方			
御用掛	加藤司馬		
営繕方兼筆生			
御用掛	村山善左衛門		
会計方兼筆生			
御用掛	福嶋大治		御用掛加入
会計方兼筆生			
御用取次	下鳥一郎		
御用取次	西山助右衛門		
御用取次	間瀬半治		
御用取次	渡辺平助		
御用取次	布施定六		
石炭方御用	江尻貞衛		
石炭方御用	関口他助		
門番	銀林松平		
門番	坂井榮蔵		
小使	長左衛門		
小使	梅太郎		
小使	勝吉		

郷村方取締方専務		
板垣伴次郎		
竹内藤次郎		
辰左衛門		
清左衛門		
郷村取締方手傳		
佐藤三郎左衛門		
河内茂平次		
高沢義八郎		
遠山太郎右衛門		
丹呉平兵衛		
三助		
御用取次		
竹前甚五右衛門		
弥惣右衛門		
慶次郎		
七郎次		
小遣		
令治		
直太郎		
久太郎		
勇次郎		

竹内庄右衛門		
岡村為藏		六月
尾崎修藏		
植木小右衛門		
山田孝三郎	出雲崎	
山田波之助		
新沢茂三郎		
村山貞次	小千谷	
松崎兵左衛門	小千谷	
大橋源次	小千谷	
細山忠三郎		
内山三郎右衛門	三条	
平田新九郎	三条	
木村伝次右衛門	長岡	長岡局
幡 達治		長岡局
塚越忠三郎		長岡局
金子清一郎		長岡局
風間番右衛門		長岡局
宮内新太郎		長岡局
小林善八郎		長岡局
島宗綱藏		書物手伝
松之助		下書役雇
周治		柏崎書役
和吉		出雲崎書役
倉吉		柏崎局小使
甚作		
忠兵衛		
伊吉		
三之丞		下書役雇

2 村上城詰合諸役人交名

頭取		
橋本寛三		
長香柳心齋		
副頭取		
久永惣右衛門		
庶務方本役		
進藤保右衛門		
下田与作		
矢彦縫右衛門		
山本文藏		
庶務方手伝		
山本文五郎		
伊与部芳右衛門		
坂井賢左衛門		
伊藤俊太郎		
庶務方下調方		
伊与部助次郎		右町方取締専務

町田久太夫		宮原附属
佐藤喜右衛門		
小林文作		九月廿五日、庶務方頭取
丹羽権兵衛		同断、右同断
権判司事		
沢原源太郎		八月、当分勤仕
高山真人	津和野藩	六月、転役
渡辺浩三	越前藩	七月
桑原忠右衛門		九月
木村弘一郎		同
高 藤次郎		同
桑原忠右衛門		九月廿三日、断獄方
木村弘一郎		〃、租税方
高 藤次郎		〃、同断
五十嵐訪三郎	加州藩	〃、庶務方
権判司事試補		
松尾源六郎	高田藩	七月、十月廿六日所勞二付御免之事
神取佳久馬	高田藩	同
黒板二瓶二	糸魚川藩	同
檜崎郁之進	長州藩	同、転役
嶋田祐三郎	長州藩	同、同
木村弘一郎	脇ノ町陣屋付	同、転役
里村藤次郎	脇ノ町陣屋付	同
桑名忠左衛門		八月、転役
横山忠兵衛	津和野藩	九月廿三日、庶務方試補
吉川七右衛門	津和野藩	同、同断
檜崎郁之進	長州藩	九月廿九日、同断
嶋田祐三郎	長州藩	同、同断
筆生		
加藤司馬		八月
白川七郎		同、被免九月
石川文五郎		九月

*なお、史料の中に貼付された切紙があり、そこには「十月廿日、一権判事試補高田藩藤田庄右衛門、一同断附属松崎幸之助（他三名略）、右依所勞願之通被免候事」とある。

筆生試補		
福島大治	高田藩	七月
秋山顕蔵	糸魚川藩	
菊池又蔵	宇和島藩	六月
山田勘介	宇和島藩	同
石川文五郎	津和野藩	七月、転役
北村輯平	柏崎郷士	八月
加藤主馬		八月、転役
北沢金平		同
多田金次郎		同
御用取次		
西巻文五郎		七月
市川敬次郎		
市川儀三郎		

表1 「慶応四戊辰年五月日 越後府役録」(【1】)

(凡例)

役職 *1		
氏名	出身	備考

*1 役職…ex:判事

1 越後府

判事		
安井和介	加州藩	
権判事		
小笠原弥右衛門	長州藩	閏四月
南部彦助	越前藩	六月
渡辺儀右衛門	津和野藩	六月
宮原大輔	因州藩	六月
杉本行蔵	肥前藩	七月
井上謙三		八月加勢 罷免
植田宗平		八月当分加勢 罷免
峯 幸右衛門	加州藩	九月、十月十六日奥州若松民政局へ下ル
榊原三郎兵衛	加州藩	九月十九日着
成田八九郎	加州藩	九月十九日着
高嶺清八	加州藩	九月廿日着、十月所労二付被免候事
神保八左衛門	加州藩	十月七日、同十五日若松へ罷下候事
権判事試補		
小西直記		八月
高須梅三郎	長州藩	当分加勢、十月十八日府権判事御雇
田宮一郎	新発田藩	同権判事試補心得を以相勤候様被達候事
書記		
(記載無し)		
書記試補		
(記載無し)		
判司事		
沢田覚之助	加州藩	五月、権判事
鈴木平介	加州藩	同、十月十七日当分権判事加勢
丹羽権兵衛	加州藩	同
宮部六右衛門	宇和島藩	同
村上雅之助	長州藩	同
星野 斎	柏崎郷士	八月
小林文作	加州藩	同、十月廿日杉本行蔵所労二付権判事加勢相達候
木村幾次郎	越前藩	八月廿六日着
高山真人	津和野藩	九月、九月廿三日庶務方頭取
岩田大作		同十九日着、御用掛、榊原附属
瀬尾健三		御用掛
長香柳心斎		芳(吉)野附属
柳本寛蔵		
横山忠兵衛		渡辺附属
吉川七右衛門		庶務方試補
益井純一郎		〃下調方
和田文平		〃
長岡秀右衛門		〃

53	巳十一日 雜記 四	〔明治2年カ〕	永昌館御役所	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家諸雜記 八」。
54	明治三庚午年七月廿日 御上京日記	明治3年	御供方録事	綴	付箋あり「四条家文書 御上京日誌 明治三年」。
55	明治三午年月俸渡帳	明治3年	永昌殿会計方	仮綴	付箋あり。「四条家文書永昌□給□□お役所」。
56	慶応四戊辰八月十六日ヨリ至九月廿九日 雜記 五冊之内	明治4年	永昌館役所	仮綴	
57	若殿様分 従若松東京迄入費控	閏10月16日～22日		仮綴	毛筆。

3 その他

親番	標題	年月日	作成者	形態	備考
58	貨幣取調書	慶応4年辰閏4月	会計局貨幣調方 久世治作、村田 理石工門	冊	
59	請届伺願 諸到来書控	慶応4年		綴	「九四三 四条家」とある札あり。
60	曾我祐光建言書	明治元年10月	曾我祐光	綴	付箋あり。「四条家文書 曾我祐光(表紙ナシ) (六)」。
61	御国制改正之義	明治2年6月		綴	『明治文化全集』第一卷憲政編(日本評論社、1928年、63～64頁)に同内容あり。
62	明治貳巳巳八月朔日 巡察使日記 二	明治2年8月	執事	仮綴	毛筆。
63	新県取計心得	明治4年11月		仮綴	大蔵省罫紙。木版。
64	口上	〔慶応4年〕7月		仮綴	毛筆。民政局関係。明治2年ごろか。
65	高倉殿御大切ニ付為御見舞 八月一日ヨリ高田御出發	8月	(花押)	仮綴	付箋あり。四条家文書高倉永〔昌〕為□□□高田出發。
66	綴断片	9月27日		状	「柏崎御本營」。
67	綴断片	9月28日		状	「長岡民政局」。
68	会日一ノ日 論題			綴	「永昌」の名あり。第1回～第9回。
69	第二号 辨学会論題録		幹事	綴	「永昌」。
70	〔在府県獄囚徒費取支現計書雛形〕			帳面	活版。

註 虫損・汚損により判読不能な箇所は□で示した。

26	明治元年戊辰年 諸方届伺書控	明治元年	越後府役所	綴	表紙に「十月改」とあり。付箋あり。「四条家文書 越後府役所諸方届伺書控（七）」。
27	明治二巳巳年正月 諸雑記	明治2年正月	越後府本館	仮綴	毛筆。表紙に「御用」とあり。
28	慶応四戊辰六月七日 三冊之内 諸雑記 壹	明治4年	越後府役場	仮綴	付箋あり。「四条家文書越後府役場諸雑記□ 壹」。
29	慶応四戊辰八月日 三冊之内 諸雑記 貳	明治4年	越後府役場	仮綴	
30	上		小笠原弥右衛門	綴	人材推挙。雇入願。
31	従越後正月廿日出国到着伺書写			仮綴	毛筆。

2 家政関係

親番	標題	年月日	作成者	形態	備考
32	慶応二丙寅季正月一日ヨリ到同三年十二月晦日 日記雑々	慶応2年1月～3年12月	正五位下藤隆平 廿六才	綴	表紙に「他見俣」とあり。
33	慶応二丙寅年三月一日ヨリ廻文帳 附内侍所之事	慶応2年3月	正五位下藤原朝臣隆平 廿六才	綴	付箋あり。「四條家文書 四條隆平廻文留」。
34	慶応貳年寅十二月改 御借財帳帳	慶応2年12月	永昌館役所	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家借財帳 一」。
35	慶応三年卯三月日御仕法帳	慶応3年3月	四条殿役所	仮綴	付箋あり。「四条家文書御仕法帳 二」。
36	慶応四辰閏正月より四月迄 日記五冊之内	慶応4年1月～4月	永昌殿	綴	「九四三（1560）四条家」とある札あり。
37	慶応四辰五月吉日 日記 五冊之内	慶応4年5月	永昌役所	仮綴	付箋あり。「四条家文書 四条家日記 参」。
38	北陸道督府御申渡控	慶応4年5月	永昌館	仮綴	慶応4年1月から4月までの記事。
39	慶応四辰年六月吉日より八月十五日迄 日記 五冊之内	慶応4年6月～8月15日	永昌館御役所	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家日記 四」。
40	慶応四戊辰七月より九月迄御月給渡帳	慶応4年7月～9月	永昌館御役所	仮綴	毛筆。
41	慶応四辰閏四月より 日記五冊之内	慶応4年	永昌殿役所	綴	
42	明治元戊辰十月日 金渡帳 二冊之内	明治元年10月	永昌元方	綴	覚書2通あり。
43	従明治元辰十月 雑記	明治元年10月	永昌館御納戸	綴	
44	明治元戊辰十月分 金穀収納帳 出入共二冊之内 惣紙数廿七葉	明治元年10月	永昌元方	仮綴	毛筆。
45	明治元辰年孟冬月給渡シ帳	明治元年10月	永昌役所	綴	
46	明治二巳三月 若殿様 御東下諸雑記 前一	明治2年3月	永昌執事	綴	「九四三 四条家」とある札あり。
47	明治貳巳四月十三日 諸雑記 前二	明治2年4月13日	永昌御納戸方	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家諸雑記 二」。
48	明治貳歳巳巳五月朔日 諸雑記	明治2年5月1日	永昌御納戸方	綴	表紙に「後一上」とあり。付箋あり。「四条家文書 四条家諸雑記 参」。
49	明治貳年巳巳五月朔日より東京御滞在中 御布告留 一下	明治2年5月	永昌館執事	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家布告留 四」。
50	明治貳巳巳九月廿四日 雑記 三上	明治2年9月24日	永昌執事	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家諸雑記 六」。
51	明治二年巳巳九月十五日より十月迄 御留守居控 三下	明治2年9～10月	渋谷孫藏	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家御留守居控 七」。
52	明治貳巳十二月 雑記 五	明治2年12月	永昌館役所	綴	付箋あり。「四条家文書 四条家□雑記 九」。

四條男爵家文書（四・完）目録

1 新潟裁判所・柏崎県・越後府関係

親番	標題	年月日	作成者	形態	備考
1	慶応四戊辰年五月日 越後府役録	慶応4年5月	御役所		付箋あり。付箋には「四条」「越後」「役員」の文字が確認。
2	慶応四戊辰年 民政録 従五月	慶応4年5月～	新潟裁判公文書	仮綴	『法令全書』（明治元年、内閣官報局）に同内容の史料が確認できる。
3	慶応四辰六月より八月十五日迄 御用諸方書状往來留 府県六冊之内	慶応4年6月～8月15日	越後府役場	綴	付箋あり。「四条家文書 越後府御役場 □□往來留巻」。
4	慶応戊辰六月ヨリ九月迄 京師より御布告書控 府県六冊之内	慶応4年6月～9月	越後府役場	綴	付箋あり。「四条家文書 越後府御役場 京師より御布告書控 巻」。
5	慶応四戊辰年六月 辞職歎願控	慶応4年6月	越後府役場	綴	付箋断片あり。付箋には「四条家文書、越後府役場辞職歎願書、(欠損) 治元年」の文字があり。
6	慶応四辰年七月 探索方御用書上帳	慶応4年7月		綴	
7	慶応四戊辰年八月十六日 御用諸方書状往來控 府県六冊之内	慶応4年8月16日	柏崎県御役所	綴	『新潟県史』資料編13近代一所収の「四條家雜新文書」(22)の書簡と同内容含まれる。
8	慶応四戊辰年八月十六日ヨリ九月迄 京都より御布告控 府県六冊之内	慶応4年8月16日～9月	柏崎県御役所	綴	
9	慶応四戊辰年八月十六日より九月廿九日迄 三冊之内 御用 諸雜記参	慶応4年8～9月	柏崎県御役所	綴	
10	慶応四辰年八月日 御伺書之控、御達書ノ控、在町御達書之控 府県六冊之内	慶応4年8月	柏崎県御役所	綴	
11	慶応四戊辰年八月 府官県印鑑帳	慶応4年8月	越後府御役所	綴	付箋あり。「四条家文書 越後府御役所印鑑帳」。
12	慶応戊辰季夏 農方訴訟願文控	慶応4年	越後府役場	綴	
13	慶応戊辰季夏発 武家方訴訟類控	慶応4年	越後府役場	綴	
14	慶応戊辰季夏 六月より八月十五日迄 高田藩江御達控并御支配向 府県六冊之内	慶応4年	越後府役場	綴	
15	慶応戊辰秋 越後府役録	慶応4年	越後府	仮綴	毛筆。
16	明治元年辰九月 御用状差立方請取帳	明治元年9月	越後府執事	綴	後欠。
17	明治紀元戊辰十月書状往復控越後府役場	明治元年10月	越後府役場	仮綴	毛筆。
18	従明治元年辰孟冬 当諸局役員帳	明治元年10月	越後府県執事	仮綴	毛筆。
19	明治元年 御用雜記 辰十月改至十一月十二月	明治元年10～12月	越後府御役所	綴	
20	新潟表孝子節婦控	明治元年10月		綴	裏に「明治元辰年十月」とあり。
21	明治元辰年十月至十一月 京師御布告到來控帳 巻	明治元年10～11月	越後府執事	和綴	毛筆。
22	明治元年辰十一月 御用往來	明治元年11月	越後府役場	綴	
23	明治元年戊辰十二月越後府并分局役員録	明治元年12月		仮綴	
24	明治紀元辰十二月より巳正月二月 書状往來	明治元年12年～明治2年2月	越後府御役所	綴	付箋あり。「四条家文書 越後府御役所 書状往來留五」。
25	明治元年辰十二月并巳年 京都御布告到來留	明治元年12年～明治2年	越後府役場	綴	付箋あり。「四条家文書 越後府役場 京師御布告書控参」。